

平成31年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 3 1 年 3 月 6 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第23号 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について
- 第6 議案第3号 平成30年度四万十町一般会計補正予算（第4号）
- 第7 議案第4号 平成30年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第5号 平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第6号 平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第7号 平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第8号 平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第9号 平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第10号 平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第11号 平成30年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第12号 平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第13号 平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第14号 字の区域及び名称の変更について
- 第18 議案第2号 四万十町雨水公共下水道茂串雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の締結について
- 第19 議案第15号 第2次四万十町男女共同参画計画の策定について
- 第20 議案第16号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 第21 議案第17号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第18号 四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第19号 四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第24 議案第20号 四万十町ケーブルネットワークに係る指定管理者の指定について
- 第25 議案第21号 中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について
- 第26 議案第22号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について
- 第27 議案第24号 平成31年度四万十町一般会計予算
- 第28 議案第25号 平成31年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第29 議案第26号 平成31年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第30 議案第27号 平成31年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第31 議案第28号 平成31年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第32 議案第29号 平成31年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第33 議案第30号 平成31年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第34 議案第31号 平成31年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
- 第35 議案第32号 平成31年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第36 議案第33号 平成31年度四万十町下水道事業特別会計予算
- 第37 議案第34号 平成31年度四万十町水道事業会計予算
- 第38 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1 番	酒 井 祥 成 君	2 番	槇 野 章 君
3 番	林 健 三 君	4 番	古 谷 幹 夫 君
5 番	緒 方 正 綱 君	6 番	武 田 秀 義 君
7 番	吉 村 アツ子 君	8 番	味 元 和 義 君
9 番	水 間 淳 一 君	10 番	中 屋 康 君
11 番	岩 井 優之介 君	12 番	田 邊 哲 夫 君

13番 堀 本 伸 一 君

14番 村 井 眞 菜 君

15番 橋 本 章 央 君

16番 下 元 昇 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長 中 尾 博 憲 君 副 町 長 森 武 士 君

政 策 監 山 脇 光 章 君 会 計 管 理 者 樋 口 寛 君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長 清 藤 泰 彦 君 危 機 管 理 課 長 川 上 武 史 君

企 画 課 長 山 本 康 雄 君 農 林 水 産 課 長 長 谷 部 卓 也 君

にぎわい創出課長 植 村 有 三 君 税 務 課 長 松 田 好 文 君

町 民 課 長 細 川 理 香 君 建 設 課 長 吉 岡 孝 祐 君

健康福祉課長 野 村 和 弘 君 環 境 水 道 課 長 宮 本 彰 一 君

教 育 長 川 上 哲 男 君 教 育 次 長 熊 谷 敏 郎 君

生涯学習課長 林 瑞 穂 君 学 校 教 育 課 長 西 谷 典 生 君

農業委員会事務局長 西 田 尚 子 君 代 表 監 査 委 員 田 邊 幹 男 君

総務課財政班長 津 野 博 君 大 正 ・ 十 和 診 療 所 事 務 長 川 村 裕 之 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長 山 本 安 弘 君 町 民 生 活 課 長 佐 々 木 優 子 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 竹 本 英 治 君 町 民 生 活 課 長 酒 井 弘 恵 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 宮 地 正 人 君 次 長 三 宮 佳 子 君

書 記 國 澤 みやこ 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより平成31年第 1 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4 番古谷幹夫君及び13番堀本伸一君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の 3 月 4 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） おはようございます。

議会運営委員会より、会期日程について協議の結果を報告したいと思います。

第 1 回四万十町定例会会期は、本日 3 月 6 日から 3 月15日までの10日間としたいと思います。なお、一般質問につきましては、8 日目、3 月13日に 4 名、そして14日に 4 名となっております。

以上です。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下元昇君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 3 月 6 日から 3 月15日までの10日間であります。

お諮りします。

平成31年第 1 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、平成31年第 1 回定例会の会期は本日から 3 月15日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣について、その結果を報告します。

1月2日に窪川四万十会館で開催されました平成31年四万十町成人式に、議長ほか14名の議員が出席しました。

2月19日に議長、副議長が就任の挨拶のため、黒潮町、中土佐町を訪問しました。

2月25日に高知市で開催されました天皇陛下御在位30年記念式典に議長、副議長が出席しました。

議長が出席しました議長会等の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出があっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。

3月定例会に当たりまして、施政方針並びに行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、平成31年3月四万十町議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。

本定例会に当たりまして、ご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成31年度の町政運営に関する基本的な考え方を申し述べると共に、予算案の概要についてご説明を申し上げます。

本年4月30日には天皇陛下がご退位され、翌5月1日には皇太子殿下がご即位されます。今回の施政方針や当初予算案も平成最後となりまして、新元号のもと新たな時代への機運が高まっていく中、四万十町も平成のその先に向かって新たな時代を切り開いていかなければなりません。

また、本年10月には、町民の皆様の生活にも大きな影響を及ぼす、消費税率の引上げが予定されているほか、翌年に予定されております復興五輪の開催に向けた動きなど、目ま

ぐるしい1年を迎えようとしており、本町といたしましても、国の対策に歩調を合わせつつ財源の有効活用と十二分な対策を講じていく必要がございます。

国の動きに目を向けますと、これまでの成長の果実を新3本の矢によって、子育て支援を始め、現役世代へと大胆に振り向けるといった成長と分配の好循環に取り組んでまいります。

この中で、世界で最も速いスピードで進む我が国の少子高齢化対策では、これまでの延長線上では対応できない次元の異なる政策が必要として、小中学校9年間の普通教育無償化以来、実に70年ぶりの大改革となる幼児教育の無償化を進めるなど、子どもたちの誰もが自らの意欲と努力によって明るい未来をつかみ取ることができる、そうした社会をつくり上げようとしております。

また、1億総活躍社会の実現に向けた動きでは、次なる成長の大きなエンジンとなる女性の活躍のほか、元気で意欲ある高齢者の知恵や経験を発揮できる社会、誰もがその能力を思う存分発揮できるための働き方改革など、全ての人に活躍の機会をつくることによって少子高齢化を克服していこうとする一方で、我が国の社会保障のあり方も大きく変わろうとしており、高齢者だけでなく子どもや子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく全世代型社会保障への転換をなし遂げようとしております。

このような中、本町におきましては、第2次四万十町総合振興計画や四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、子育て支援の充実を始め、人材育成や移住定住対策、地産地消外商といった様々な政策、施策を講じ、その成果が見えつつあります。

全国的な課題である人口減少問題では、昭和30年に4万人を超えていた本町の人口は年々減少を続け、平成27年の国勢調査では1万7,325人と、60年前の約4割まで減少しております。このまま減少が進みますと2040年には1万人を割り込み、今から約40年後の2060年には5,800人ほどにまで減少するといった推計も示されておりました、人口減少は地域経済の規模縮小や社会保障費の負担の増加、日常生活を支える機能の低下など、あらゆる面で地方の活力を弱め、人口減少をさらに加速させるといった負の連鎖を招くこととなります。

この悪循環に歯止めをかけるためには、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げていくことが重要であります。人口減少の克服と地方創生に向けて町民の皆様を始め、企業や関係団体と行政、教育機関等が一体となって問題意識を共有し、直面する課題に対して危機感とスピード感を持って取り組んでいく必要があ

り、そのために本町では特に子育て支援や移住定住促進、産業振興と人材育成に力を入れてまいりました。

人材育成では、平成29年度に人材育成推進センターを設置し、未来塾、四万十塾、産業振興塾の三つの分野ごとに、地域の未来や産業を担う人材の育成に取り組んできたほか、子育て支援では、これまでに講じてきた出産祝い金や多子世帯における保育料の軽減・無償化、中学生までの医療費無償化などに加えて、部活動等への支援の拡充や高校生を対象とした公設塾「じゅうく。」の開設など、出産から育児、教育といったそれぞれのライフステージに応じた支援を講じてまいりました。

そのほか、移住定住促進では、基幹産業である農業で暮らしていくための就農支援や、若者の定住と家族で支え合える仕組みづくりを推進するための住宅支援制度の創設を始め、昨年6月には町のPRと町出身者のUターン拡大を目的とした四万十町東京オフィスを開設するなど、様々な施策を講じてまいりました。

また、地域ブランド総合研究所が全国1,000の市区町村を対象に実施しております、地域ブランド調査全国魅力度ランキングでは、平成28年度が全国で36位、平成29年度、平成30年度はともに四国内で1位を獲得するなど、全国でも上位の魅力度、知名度となっております。これまでの取組や成果が移住者数の増加へとつながり、その中で町出身のUターン者も年々増加するなど、具体的な成果としてあらわれております。

このほか、社会の大きな流れとして着目しなければならないのがソサエティ5.0と呼ばれる超スマート社会の実現に向けた動きでございます。近年におけるICT、IoTやAIといった新たな技術の進展は狩猟、農耕、工業、情報の四つの社会に続く、人類史上五番目の新しい社会として経済社会のありさまを一変させるものであり、世界的にも注目される中、経済発展と社会的課題の解決を両立させようとする動きが加速をしております。

このような動きは、人口減少や高齢化が進み、社会基盤が脆弱な本町にとって受入れ難い面もありますが、社会の大きな流れとして、また働き方改革やこれからの地域を支える若者、未来を担う子どもたちのためにも、この流れに臆せず、また後れることなく、しっかりと取り組んでいかなければなりません。

このため、本町におきまして無人型飛行機ドローンによる空撮映像や農業用センサーロボット等を用いたIoT農業、スマート農業の推進を始め、福祉や防災面での活用のほか、生活課題の克服と定住に向けた活用策の検討などを進めることとしております。

このように、平成31年度は様々な動きが加速する中で目まぐるしい1年となりますが、

これまでの取組や成果をさらに一歩ずつ着実に進めると共に、新時代にふさわしい新たな視点と戦略によって全国に誇れる四万十町ならではのまちづくり、そして町民の誰もが四万十町に住んでよかったと思えるまちづくりに向けて精いっぱい取り組んでまいります。

続いて、平成31年度当初予算の概要について、ご報告を申し上げます。

本町の予算編成の目安となります国の予算案につきましては、初年度となる新経済・財政再生計画の下、歳出改革の取組を継続し、消費税率の引上げにより全世代型社会保障制度の確立とその持続可能性の確保を行い、また、引上げによる需要変動を平準化するための支援策を講じるなど、現下の重要な課題に的確に対応しつつ、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算として編成され、地方財政についても、地方が重要課題に取り組みつつ安定的な財政運営が行えるよう、地方財政計画において前年度を上回る一般財源総額が確保されております。

また、県の当初予算については、国の防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用し、3年ぶりのプラス編成となり、また産業振興計画に基づく経済の活性化に向けた取組の強化など、11年連続の積極型予算となっております。

このような情勢の下、今後も厳しい財政運営が予想される中、本町の持続的発展のためには、限られた財源を有効に活用しつつ、これまでに取り組んできた各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが重要であります。

このため、平成31年度は、第2次四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現と、公約に掲げました人材の育成、にぎわいの創出、地場産業の充実と発展、防災減災対策の推進、子育て・教育・保健・福祉の充実、環境と共生するまちづくり、行政機能の充実強化に向け、積極型予算として編成をしております。

この結果、一般会計当初予算額は173億9,400万円となり、前年度当初と比較して7億5,900万円・4.6%の増加となっております。

このうち、ふるさと納税関連予算は、返礼品や事務費、基金への積立金で合わせて15億7,000万円となり、ふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は158億2,400万円となっております。

なお、町の預金に当たる積立基金残高は、前年度から1,540万円余り減少し105億9,742万円を見込み、また町の借金に当たる町債残高は、6億3,870万円余り増加し191億9,340万円の見込みとなっております。

一般会計のほか、9つの特別会計と水道事業会計を合わせた全11会計の予算規模は、会

計間の重複分を差し引くと231億828万円となり、前年度当初と比較して7億8,275万円・3.5%の増加となっております。

続きまして、さきの12月議会定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

本庁舎におけます不正ダンパーについてでございます。さきの12月議会定例会におきまして、東庁舎に使用されているオイルダンパー2基が不適合品と公表されたことをご報告いたしました。西庁舎に使用されている4基につきましても「原点調整」という新たな不正の疑いが生じたことが公表されております。

昨年12月25日にはKYB株式会社対策本部の2名が来庁し、また1月17日には執行役員を含む4名が再度来庁し、今回の不正についての経緯と今後の対応についての説明を受けております。

その内容は、平成26年以前に製造されたオイルダンパーについては記録が残っておらず、適合品であることの確認ができない状況にあるため、既に不適合品であることが判明している東庁舎の2基のほか、当初は問題ないと報告した西庁舎の4基を不明として取り扱うことにいたしましたということでございました。

また、庁舎の安全性を確保するための構造計算検証用資料につきましては、国土交通省の確認を受け、現在第三者機関で検証中とのことでしたので、その結果が分かり次第速やかに報告を受けることとしております。

同社に対しましては、当該オイルダンパーを速やかに交換すること、またこれまでの経緯と今後のスケジュールを文書で提出することを約束しましたので、交換工事の時期等については後日改めてお知らせをいたします。

次に、移住促進の取組についてご報告をいたします。

本町では町出身者に対しまして情報をリアルタイムで発信することによって、町の様々な取組を知っていただき、出身者が故郷に帰りたと思う意識を醸成すると共に、出身者のコミュニティを形成し、首都圏における四万十町ファンの拡大を図ることを目的として、昨年6月1日に四万十町東京オフィスを開設しております。

同オフィスの取組といたしましては、本年度2回実施いたしました現地ツアーに、町をPRするために結成されました情報発信のインフルエンサー、四万十町応援女子部が参加をし、そこで体感したリアルな情報をSNS等で多くの方々に発信していただきました。

また、町出身者の郷土愛を育むことを目的として、8月と11月に東京で開催いたしまし

た四万十町オフ会には、町出身者を含む約80名の方々に参加をいただいております。

このほか、四万十町の食材も活用していただきながら、町を応援していただく四万十町応援店も17店舗開拓し、今後は外商の取組につなげてまいりたいと考えております。

これらの取組によりまして、平成29年度は移住者190人のうち、Uターン者の占める割合は2割となっておりましたが、平成30年度は4割に増加をしております。平成31年度におきましても、四万十町東京オフィスを活用した施策の展開によりまして、Uターン者の増加や地域経済の発展につなげてまいります。

次に、ふるさと納税についてご報告をいたします。

本町のふるさと納税につきましては、高い返礼率や地場産品以外の返礼品等についての是正を促す総務省からの通知を受けて、平成30年7月から返礼率を3割以下として再スタートをしております。

これと併せまして、寄附者の利便性向上や効果的な町のPRを行うため、ふるさと納税ポータルサイトの利用については、これまでのふるさとチョイスに加えて、新たに楽天、さとふる等の新規ポータルサイトに加入すると共に、9月から12月にかけては返礼品生産者と販売事業者で組織をいたします、ふるさと納税推進協議会による感謝祭企画を行うなど、積極的に取り組んでまいりました。

その結果、9月から12月の寄附金額、件数については共に前年を上回り、本年度の寄附金額は1月末現在で11億1,500万円余り、寄附件数は7万7,500件で、その全額をふるさと支援基金として積み立てることとしております。

今後も本町の情報や魅力の発信、地産外商を推進するため、ふるさと納税制度を有効活用すると共に、ふるさと納税の使途や寄附金を活用した事業の成果等の周知も行いながら取組を進めてまいります。

次に、地産外商の取組についてご報告を申し上げます。

地産外商の取組につきましては、平成30年4月に、にぎわい創出課内に地産外商室を設置してその強化を図ったところでございます。本年度は主に大都市圏を中心とした販路の拡大に努め、高知県の事業のほか、れんけいこうち広域都市圏などで実施する商談機会も活用し、商談会での支援やバイヤーの産地訪問の誘致など、町内事業者の外商支援を行っておるところでございます。

東京オフィスとの連携の中では、町が主体となった商談会を開催いたしまして、農産物を主体とした飲食店向けの販路の開拓を行うなど、町独自の取組も進めているところで

す。

また、より良い産地づくりに向けて事業者のHACCPの取組や商品開発の支援も行っております。平成31年度には、新たに策定する地産外商推進計画において本町の地産外商の方向性を定め、これに基づく多様な施策の展開によって、今後も引き続き事業者の成長の支援等に取り組んでまいります。

次に、自然体験型観光の取組についてご報告をいたします。

本年2月1日から開幕しております、高知県が推進するリョーマの休日～自然&体験キャンペーン～に連動いたしまして、本町では本年度当初に町内観光事業者の要望を取りまとめ、県の補助金等を活用した情報発信、環境整備を推進しております。これから本格的な観光シーズンを迎えるに当たりまして、自然を活用した外貨を稼ぐための動きを展開してまいります。

また、山、川、海といった自然と共に本町の食や温泉などの観光資源を一体的にPRしていくことが、周遊を促進する上で重要な取組であると考えておりまして、今月には海洋堂ホビー館四万十で漫画北斗の拳にちなんだ特別展が開催される予定でございますので、町としてもこれを一つの切り口として、今回のキャンペーンのテーマであります、自然体験や食などを盛り込んだ周遊企画を展開するよう進めておるところです。

今後も観光協会を始め民間の事業所等との連携を図り、県外の旅行者との商談会等にも積極的に参加をしてPRに取り組んでまいります。

次に、若井笠ノ川池ため池周辺改修工事について、ご報告をいたします。

さきの12月議会定例会でご報告いたしました笠ノ川池に係る会計実地検査の対応については、同定例会で、コア土天端の保護及び風波による堤体浸食防止工事を行うための工事設計委託料100万円と請負工事費400万円の補正予算を議決していただいたところでございます。

当該工事につきましては、本年1月に会計検査院から対策工法の承認を得ましたので、2月末に工事を発注し、3月下旬には完成する見通しとなっているところです。

次に、水道料金の改定について、ご報告を申し上げます。

本町の水道事業につきましては、上水道と簡易水道の二つの会計で経営しておりますが、国の方針として国庫補助対象事業を水道事業の統合推進に重点化するため、現在実施しております簡易水道事業については上水道と経営統合をすることを条件として採択されております。

このため、簡易水道は平成32年4月1日から公営企業法の適用となる上水道に統合され、経理が複式簿記となりますので、平成32年からの10年間の経営状況を試算いたしましたところ、現在と同程度の一般会計からの繰入金があれば水道事業としての経営は成り立ちますが、施設の更新や耐震化等の資本整備に投資する資金は準備できない状況となっております。上水道事業は施設の更新等に要する補助事業の採択要件が厳しいため、今後は補助事業での事業実施が困難となり、起債を行う場合も交付税措置のない上水道事業債を活用することとなります。

昨年12月には、これらの課題を踏まえて健全な水道事業経営のための適正な水道料金を検討していただくため、有識者や水道事業者で組織する四万十町水道料金適正化検討委員会を開催したところでございます。今後も引き続き適正な水道料金の改定に向けて取り組んでまいります。

次に、小中学校適正配置計画について、ご報告を申し上げます。

町では、教育委員会からの適正配置計画の策定を必要とする旨の提言書の提出を受けまして適正配置計画素案を策定し、保護者や地域の皆様への説明を行うと共に、児童・生徒の保護者、区長会の代表者、学校長、学識経験者、公募委員等で組織いたします四万十町学校適正配置審議会に適正配置計画素案を諮問いたしました。

同審議会は町内全学校を訪問すると共に、各小学校区での意見交換会に出席するなど、各学校の現状や地域の意見等を踏まえた協議を重ね、2月27日に答申書を提出しております。

これを受けまして、町では3月1日に四万十町学校適正配置等推進本部会を開催し、答申書の内容について協議を行い、適正配置計画（案）を策定したところでございます。今後、意見公募手続を経まして、4月には第2期四万十町立小中学校適正配置計画を策定し公表すると共に、各地域での説明会を予定しております。

次に、国保診療所医師の異動についてご報告を申し上げます。

大正診療所の石井所長には5年間、十和診療所の石田所長には2年間、それぞれの地域でかかりつけ医としてご尽力をいただきましたが、本年度末をもって両所長が退職することとなっております。これに伴いまして、大正診療所には梶原町立国保梶原病院から20代の入吉医師が、十和診療所には西予市国保土居診療所から40代の豊崎医師が、それぞれ赴任いたします。

なお両診療所の新年度の運営につきましては、大正・十和地域におけます地域包括ケア

システムの医療部門の要としてこれまで以上にその役割、取組の拡充に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、議案第23号から日程第16、議案第13号までの12議案を上程説明、審議、採決後、日程第17、議案第14号から日程第37、議案第34号までの21議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第38、陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第5、議案第23号四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第23号四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成31年第1回四万十町議会臨時会で議案第1号として提案し、否決されました、四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定につきまして、その候補者として改めて大正まちづくり会を選定したものでございます。

同候補者は、四万十町指定管理者選定委員会の審査による次点候補でありますので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） まず最初に、プロポーザル方式というのは、入札選定方法、それから形式、落札選定の決定方法の手法の一つと考えております。価格入札ではなくて、企画立案提案型であると考えておりますが、まずこの解釈でよろしいのかどうか。まずこれ

が一点。

二点目は、今私が言ったことも踏まえて、プロポーザル方式の意味についてお答えを願いたいと思います。

三点目は、最初の公募で地元での応募を募ったが、応募者なし。二回目の公募については地域を広域化して公募した結果、地元からの申請が2件、町外からの申請が1件でありました。この3件の申請団体の中で申請要項を満たしていない団体があったかどうか。申請要項を全てクリアしていたのかどうか。まずこの三点についてお伺いをいたします。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからお答えをさせていただきますが、5番議員のほうからは三点のご質問がありました。

プロポーザル方式についての解釈ということでありましたが、プロポーザル方式というのは正に業務提案ということで、その業務提案内容について審査をしていくと、そこで事業所を決定していくというふうに理解をしております。

それから、二点目のプロポーザルの意味ということでもありますけども、その点については先ほど私のほうがお答えしたような内容ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、三点目の申請を行った3事業所の部分については、地域振興局長のほうからお答えをいたします。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 一回目の募集において、その遂行についての資格が確認がとれたかというような内容やったと思いますけど、資格は備えておったと、こちらのほうでは認定しております。

以上です。

○議長（下元昇君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 申請要項は全てその3団体ともクリアしているという解釈でよろしいんですかね。

続けて行きます。後で、後ほどお答えをいただきたいです。

その2月18日の臨時議会では、地元、申請団体の強い思いがあって、議会はその町外の申請団体を否決いたしました。この結果を受けて、今回次点候補団体を出してきたわけですが、公募の運用規定において、議会が否決をした場合、次点候補を選定対象とするとい

う、その規定にのっとって提出をしてきたものですが、プロポーザル方式という前提において、選定委員会での最高得点者が選定から外されるというのは公平さに欠けるのではないかな。最高得点をとったものに何か不備があればそれは別ですけど、不備がなければ、たとえ町外の者であろうと受け入れるべきであり、それができないとするならば、公平ということを見捨てることにはならないだろうか。

もう一点。仮に、次点候補が選定をされた場合、正規の手続を踏んで最高点をもってした申請団体から訴訟、損害賠償の訴えは出ないのか。また、その場合想定される賠償金額と責任の所在はどこにあるのか。また、議会の責任はどうか。この点についてお伺いをいたします。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） まず、私のほうから一点目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、その応募要項の中で、選定の方法といたしまして、議会上程までに申請者から辞退があった場合等を想定して、併せて次点候補者を選定するということとしております。

審査方法の項目の中で、選定した候補者が議会で否決された場合、または当該指定管理者の都合により辞退があった場合には、次点候補者を繰り上げて候補者とするというふうなことを明記しております。

したがいまして、今回の場合につきましては、選定した候補者が議会で否決された場合に当たりますので、それに従いまして次点候補者を繰り上げて候補者としたということとなっております。

私のほうからは以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 二点目の損害賠償あるいは議会の責任という視点でのご質問でありましたが、この点につきましては答弁のほうを差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 前回の臨時議会に提案した、その案件についてどうなのかというような総合的なご質問と思えます。

我々も前回申し上げましたように、本来ここで申し上げることではないですけど、やはり一定の手順に従って一定の総合評価の中でそれぞれの選定委員の皆さん方の得点をもって

総合点を獲得された前回の1位をとった業者においては、何ら、私自身は非はないというように思っておりますけれども、これは議会の決定でございますので、それに基づきまして二次候補者を選定したということでございます。

○議長（下元昇君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 最後の質問になりますが、ちょっと意味、議会が出した結果も含めて、こういうプロポーザル方式のあり方で結局最高得点者が外れるということは、これは公平じゃないというふうに考えますが、再度答弁をお願いします。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 公平であるかないかということはちょっと差し控えたいと思えますけれども、これは議会の決定でございますので、真摯に受け止めました結果というふうにご理解いただければと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

1番酒井祥成君。

○1番（酒井祥成君） 質疑をしたいと思います。

ある議会では、指定管理候補者として選定された団体が議会において否決された場合の対応を事前に定めておく必要があるということでやっておりますが、四万十町もそのようになつておると思います。

今回、不指定による、いわゆるこれは一つの行政処分という形にはなろうかというふうに思いますけれども、この不服申し立ての対象とならないというようなことになっているような書き方をしておりますけれども、議会の議決を経て行なわれているものとされている処分に当たるという形になるというふうに思いますが、この場合、不指定による損失の補填、補償等を行う責を負わないと、こう書いてあります、ここの中に。それで、行政不服審査法第4条第1項第3号の中にそれを書かれておると。

しかしながら、一方で、不服申し立てを行うことを妨げるものではないというところがあるかと思います。もしそういうことがあった場合に、今回、この提案をされた議案が可決をされた場合に、不服審査会でそういう形がとり行われるということになれば大変なことになるかなというふうには考えておりますけれども、その点は議論をされたのかどうか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 1番議員のほうからは、行政不服審査法に基づく上級機関への提

訴といったようなご質問でありましたけども、その部分については今回の議案提案に当たって議論はしておりません。

○議長（下元昇君） 1 番酒井祥成君。

○1 番（酒井祥成君） やはりこういうことも是非、瑕疵ある議決になってもいけませんので、本来ですとこういうことをちゃんと調べた上で提案するのが本当かなというふうには思います。これは今後の対応として是非参考にさせていただければというふうに思います。この中に、どうも各審議会あたりでこういういろんなことがあって、それをちゃんと書いてありますので、その点も踏まえて今後の対応をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 確認の意味をもちまして一、二点お伺いをしてみたいというふうに思います。

この提出された議案につきましては、さきに趣旨説明の中で町長のほうから詳しく報告があったわけですが、募集要項等々に基づいて、執行部はこの大正まちづくり会を二番手の候補として上げてきたということですね。だから、それは行政として一つの要項の規定に基づいての手续であろうというふうに思うわけですが、私、心配をしますのは、先ほど来の質問の中で議論をされておる内容もありますけれども、今回、非常に後れてきておりますね、この契約が。ですから、そういった感じの中で、例えば今日可決をされても4月1日からの開園等に、取組として間に合うのかなということが心配をされます。

その内容については執行部のほうはどう捉えておるのか。それから、それが間に合わなかった場合、これ、議決の結果、さらに今日も否決になる可能性もあるわけですので、そうすると当初よりの審査の一番手という人の立場もありますよね。ですからまだ不透明なものがある中で、そういった状況の中で、じゃあ間に合わなかった場合に、間に合えばいいわけですが、間に合わなかった場合にも4月1日からの開園等の。じゃあどういう取扱いになるのかなというところも一議員として心配をしております。

ですから、そういったことが、じゃあその空白の期間、次が決まるまでは町行政のほうで、執行部のほうが直営でやるということが指定管理制度の契約の中でできるのか。そう

いったこともはっきりと我々は確認をしておく必要があるというふうに思うわけですが、その点についてお聞きをしたいということと、先ほど来議論をされております、第一回目の審査の方法、その審査の結果に基づいて一番手を上げてくるのが通常であるわけですので、今回そこが否決されたために二番候補を上げてきたということですので、そういったことを踏まえて、問題が後に残らないのか。

不服申立等々の件も質問の中で出ましたけれども、これは、不服は当然、相手方としては生じてくるんであろうというふうに認識をします。その場合に、そういった手続が出た場合に、これは執行部を相手に不服申立が上がってくるということになりますので、そのあたりについて執行部はどのような考えを持っておるのか。この点もお考えを聞いておきたいというふうに思いますし、さらには5番議員のほうから質問があった内容についてですが、例えば審査委員が審査をした結果、一番手が出てくる。通常であれば常識的に判断すると、この一番手が当然契約を結ぶ形になっていくというのが通常でありますので、それを否決したということです。

ですから、これは否決ということですから、議会の議決ということですから、政治的判断ということになれば、これは問題がないということで、その他打つ方法はないかなということになりますが、果たしてその内容が、執行部の行政手続の中に瑕疵があるとか、あるいは審査対象の事業所、審査の結果得点が一番であった、JPT、そういった会社の事業所のあり方やその内容等にどこか問題があるとかいうことの理由がないと、なかなか複雑な問題に今後なっていく可能性がある。

つまり議決は政治的判断ということで議決をすれば、それはもうやむを得ないわけですが、その中に一定の理由がないとなかなか今後の問題において、この公募制やあるいは審査の方法等々の見直しも必要になってくるのではないかなというふうに思うわけですが、一、二点、その件についてまずお考えを聞いてみたいというふうに思います。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 私のほうからは、指定管理者の変更においての手続等において、スムーズにこれから期限内に行けるかという部分についてお答えいたします。

ウェル花夢の指定管理者の変更の手続については、何点かの行政的な許認可が必要となっていてまいります。その一つとしましては、旅館業営業の許可という部分があります。これが最も期間を要するものでありまして、約2週間から3週間かかる予定でございます。こ

の部分につきましては、議会の議案が通ったとしての仮定した話を、選考者と事前に打ち合わせ的なものをしておりまして、その部分でこういった申請が必要ですよという部分で話し合いをしておりますので、それに間に合うような形で手続等は準備されておるものと思います。

自分のほうからはこの部分だけですが、あとよろしくをお願いします。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 二点目のご質問で、今回の、仮定の話になりますけども間に合わなかった場合にどうするかといったご質問があったと思います。

今の条例ではウェル花夢につきましては指定管理で行うということになっておりますし、あわせて5年ということになっておりますので、4月1日には既に予約も入っております。そうなりますと、一つには条例改正も今議会中にしなければならないといった課題が出てくるかと思います。

それから、三点目に損害賠償等も含めてのご意見、それから二番手を上げての課題は残らないのかといったご指摘もありましたけども、町長からもお答えしましたように、執行部としましては、臨時議会で提案したこと、審査の内容についてはしっかりとやったということで理解しておりますし、最終的にはもう議会のご判断ということで粛々と今回次点候補を提案させていただいたところであります。

○議長（下元昇君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 執行部として契約を進めていく中で、恐らく間に合わんことになるかもしれんというような答弁はできないかなというふうに思います。ですから、今後どういう結果になろうとも、そのあたりはしっかりと努力をしていく必要があるかなというふうに思います。余分な問題が出てきますので。そこはしっかりと捉えていく必要があるというふうに提起をします。

それから、もう一点について。つまり、公募をしいて、公募制に基づいてその手続をし、そして審査の結果に基づいて手続を進めていくという中で、この公募要項の中に、一番手が否決された場合に、議会で、二番手を候補とすると、二番手を候補者とするということが今回書き切っておりますので、これに準じて今、進んでおることですが、果たしてこのこの要項の中身がこういった状況であって、しかもそれは議会の議決でありますので、政治的判断という結果が出れば、それはやむを得ない状況になるわけですが、果たして今後、指定管理の契約はまだまだ続いていくわけですが、このような状況で進ん

でいくということは、極めて難しい問題が出てくる可能性があるというふうにも思います。

ですから、その要項のつくり方、その内容等々についても今後は十分にそこも研究していく必要があるということです。そうしないと、せっかく公募制をしいて、そしてその中へ参集したプレゼンテーションをやって、その中で一番を問題なくクリアをした者が、その指定を受けれないと、契約に至らないということが続いていく可能性ありますので、ですからそこは、これは議会も執行部もしっかりと今後の状況の中に判断をし、協議をしていく必要もあるのではないかなというふうに思いますが、そのあたりについての町長の考え。

それからもう一点だけ。ここへ審査の結果が出ておるわけですが、最高得点が422点と、それからA団体については401点という数字が出ておるわけですが、JPT、C団体が422点。この評価点をとった会社で、ここへあらわれておる審査の結果だけになしにプレゼンの中でいろいろな質問協議をしておるかなというふうに思います。四万十町執行部の視点から、この会社に対して重きを置いた視点、ふさわしく、ウェル花夢を指定管理をしてやっていってもらいに、期待度を示したところがここがこういうふうにあるということがあれば、その点をお聞かせいただきたいと思います。そして判断をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうから、本当に重要な案件でございますので、今後、執行部、行政推進側と議会側との本当に接点という部分では大事な事案でございますので、ちょっとご説明申し上げたいと思います。

今回のこの議案につきましては、前回の臨時会も含めまして、基本的に道の駅とおわの指定管理の選定に当たってのご意見もいただいて、組織においても選定委員会も改善をして、さらには部外者も入れて、そういった民間の視点からも今回評価をいただいたところです。

結果として、第一、総合得点の高い業者を今回、前回の臨時会で提案させていただきましたが、非常にその辺について私もこんなことで、私自身がこういった提案をさせていただいて、今後これでいいのかなとか、非常に疑問なところもありました。

しかし、これはやはり議会の中での協議、決定でございますので、私としましたそれぞれ、それ以上のことは考えておりませんが、やはり前回の1位の得点者に対しまし

ては一定の説明責任はあるというふうに思っております。

今回の議会も含めて、こういった説明ができるのかなということと、それともう一つ加えますと、弁護士にも一定そういった相談もしております。やはり、議会の議員の皆さん方、また議会に対してのそういった賠償責任は当然発生をしてこないと思いますけども、町政執行に当たる我々の自治体の責任というのはやはり一定あるかないか、これはちょっとまだ不明でございますが、この辺は今回の結果によって弁護士と早急に対応してやっていきたいと思います。

結果として、先ほど副町長のほうから条例改正という言葉が出ました。その中身は、我々内部で協議したのは、5年以内であるので一定今回また否決をされた場合は、また4月1日からの予約もありますので、お客様にご不便かけられませんから、そういった意味では暫定的に行っていけるような条例改正をしていきたい。例えば1年以内にするとか、さらには公募によらないというような、そういうような字句を変更した条例を出させていただいて、それをお認めになった上で、次の公募によらない指定管理者を定めていって、最低限の期間をそういった業者にやっていただくと。それで、その間に改めて再公募をしてまた指定管理者を定めていくという手続になると、そういった条例改正をしていくという考え方でおります。

以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 後半の質問、期待する点とかというふうにお話がありましたけども、今回ケーブルテレビを町民の方もかなりの方が見ておられますので、少し時間をいただいてお手元の資料の18ページの審査集計表がございますけども、少し詳しく説明をさせていただきたいと思います。

公募による審査ということで選定基準を定めております。今回は6名の審査員で1人持ち点100点ということになります。合計600点ということになります。

まず、その選定基準ということで、平等な利用の確保というところで配分点は30点。それから二点目の公の施設の効用を最大限発揮するということでは20点。それから三番目が適正な維持管理、経費の節減というところで20点です。それから四点目が施設を安定的に経営する資産、人員、経営能力というところで20点。それから、町長が別に定める事項ということについては今回10点ということで、内容につきましては個人情報保護の取扱いを見ております。

この審査基準をもとにそれぞれのプレゼン内容について6名の審査員が審査に当たったわけですが、まず今回提案をしております大正まちづくり会は、この平等な利用、サービスの向上といった部分では、ウェル花夢の立地を生かした山の体験でありますとか、ヤイロチョウ、それから星空観察、野草、蛍の観察会、さらには川の体験といった提案もあったところです。加えてジビエ料理といったご提案もありました。この提案に対して124点という合計点を出しております。

対して、JPTにつきましては、ウェル花夢でバーベキューの食材の提供をしていくでありますとか、小動物との触れ合い体験、こういった提案です。それから、臨時議会のときにも申し上げましたが、インターネット上の露出を強化し、ウェル花夢の認知度を上げるという提案でありました。そのほか、楽天とかじゃらん、るるぶ、そういった旅行会社と契約をして集客を集める提案というところで、こういったところは期待をしたところであります。あとは、外国の方との地域との交流というところで、この提案に対して131点ということで1位とは7点の差がついたところです。

それから、二点目の公の施設の最大の効用というところで、今回こちらについては、いわゆる地域貢献と地域からの雇用というところで審査をしております。

大正まちづくり会におきましては地域の方を最優先するということで、合わせて、生態系トラスト協会であるとか商工会、観光協会、地元のボランティアグループとの連携を図るということで89点となっております。

対して、JPTについては、観光協会への加入ということで、そういった提案がありまして、地元の雇用については最大限努力をするといったお答えもいただきましたので、88点というふうに採点をしております。

それから、三点目の適切な維持管理と経費の節減というところでもありますけども、こちらは、大正まちづくり会は、日常の清掃については地域の方との連携により年1回の大規模清掃を行うといった提案でありました。経費の節減の部分では詳しい提案はなかったというふうに記憶をしております。

対して、JPTにつきましては、経費節減についての具体的な提案がありまして、議員の皆様ご承知のように外国の方を安価で宿泊をさせて、そのかわりに清掃活動をするといった具体的な提案があったというふうに記憶をしております。そういったところが人件費の抑制といった提案だったと思います。

それから四点目が、施設の管理を安定的に行う人員、資産、能力につきましては、大正

まちづくり会につきましては、先ほど申し上げましたように、地元から2人ないし3人の雇用を優先し、地元の大正温泉との連携を図って集客ができる施設にしていきたいといった提案だったと思います。

対して、JPTにつきましては、先ほど言いましたように最大限地元の雇用は努力をするといったお答えがありましたし、四万十源流の里での実績、こういったところを加味して86点というところで、この点で差がついたというふうに理解をしているところです。

あと、最後の個人情報保護の取扱いにつきましては、38点、31点ということで、それぞれ個人情報取扱いのマニュアルの提案がありましたので、ここでは大きな差がなかったということでもあります。  
※下段訂正あり

それからもう一点、最後になりますけども、施設の改修というところがこの施設は課題でありましたので、大正まちづくり会の質疑応答等においては、地域と連携をし改修に取り組み、なるべくコストを抑えた対応をしていきたいということと合わせて、今、非常に人気のありますグランピングといったものを導入して、高級感も引き出していきたいといった内容であったと思います。

少しお時間をいただきましたけれども、こういった第一回目の審査会での結果を踏まえての今回、次点候補のご提案ということでもありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

発言の訂正をしたいと思います。

その他のところでC団体41点を31点というふうに言いましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、時間が大分たっていますので、手短に質問してみたいと思いますけれども。

今回の議案第23号については、先月の18日に第1位の選任者が否決されて、今回第2位と1位ということで上げるわけですが、1点は、団体が大正まちづくり会という名前です。要項の中では、先月も言いましたけれども、高幡広域圏内に事業所がある、NPOを含めて、事業所がある、そういう団体、または四万十町内に住所を有する代表者ということの二つの要件があったわけですが、今回この方の、代表者も分かりませんが、ここには書いていませんので、一般の町民はまちづくり会とは何ぞやという疑問も持たれてい

る方もおられるかもしれませんが、このまちづくり会の代表者が誰で、どういう条件をクリアされてここに提案に至ったのか。一切説明がありませんので、まず説明をお願いしてもらいたい。

だんだんから、先月の18日の否決の話がありました。私は否決をした1人です。そういう意味もあって、3月2日、現地を見て回りました。資料も持っています。会社の登記も見ました。この会社は愛媛県久万高原町に本店、支店は持っています。登記簿上には事業所は高幡広域圏内にはない。現地にもそういった事業所は一切なかったということをつけ加えておきたいと思いますが、まずそういった質問に対してお答えください。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 今、大正まちづくり会についての住所のことですが、募集要項の資格要件の中に四万十町内に住所があるかどうかということで、住所を有する団体等とありますが、代表者であります市川敏英氏ですが、この方は、申請書において確認する提出書類が住民票の提出ということになっておりまして、住民票で町内に住所があることを確認しております。

次点候補者ですが、大正まちづくり会、代表者氏名、市川敏英氏でございます。この方については、先ほど言いましたように、代表者の住所、住民票等で資格要件の部分は確認をしております。

それから、第一回目の選定でJPTの住所の確認はどうか、資格はどうかという部分ですが、事業所の場所という部分、事業所の判定ですが、人的設備、それから物的設備、事業の必要から設けられたもの、それからその事業である程度継続性を持ったものであること等を判断しまして、四万十源流の里、そこにおいてはそれらが満たされた事業がなされておるということで、事業所として認定をしております。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。団体の名称は書いていましたけども、代表者の名前が本来は要項の中で決められていますので、団体と併せて代表者の名前を、私は、今後は書いてもらいたいというふうに思っています。

それと、先月の話をどんどん蒸し返してもしようがありませんが、いわゆるこの公の施設というのは、町長もご承知のように、基準が設けられています。公の施設とは、というのがありまして、営利、収益事業に供する場所は公の施設ではないということで、わざわざこの条例の中にも、指定管理というのは、公の施設にあっては、管理を行うことが目的

であるわけです。だから、ウェル花夢にも管理事務所があります。四万十源流の里にも管理事務所がありました。それをそう主張して、私は管理事務所であって事業所ではないというふうに思っていますので、そのことをどうこう、とやかく言いませんが、私はそういう位置付けを持っていたので、反対をしたわけです。

それと、先ほど13番議員からも質問がありましたけども、非常に、今回、18日に否決されてから随分日にちがたちました。私は、議員各位はご承知のように、先月の25日全員協議会を開く、28日には臨時議会を開く予定だという内容が来ましたが、中止をしまったということで、この議案が28日に臨時議会で審議されるのかと思いましたが、単なる内容一本、中止しますだけの内容でした。非常に残念でしたけども。

今日ここで結論が出たときに、13番議員も言いましたが、様々な許可が必要になってくると思います。それは確実に許可が得られて4月1日に開業できるかどうか。これは間違いないというふうに言い切れるかどうか。なければ、先ほども答弁であったように、もう既に予約が入っている。じゃあ、今のこの指定を受けようとする大正まちづくり会も許可も得られないということになった場合は、一切考える必要がないのかどうか。もしもという仮定の話は、国会でも仮定の話は答弁できません、言われますけれども、現実にしてあと2週間くらいですわね。でしょう。それで間に合うかどうか。本当に執行部は確信が持てますか。逆に、受けた場合には、この大正まちづくり会、責任を問うことが町にはできますよ。そこら辺はしっかりと、町長、できると断言できれば教えてください。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 間に合うかどうかの確信ですが、先ほども話をいたしましたように、指定を受けての旅館業の許可を受ける場合には一定の期間が必要ですが、今回の議決を受けて手続をすればその保健所等の許可等は受けられる期間であるというふうに確認はしております。

また、それに応じて大正まちづくり会のほうでも手続を進めておるというふうに聞いておりますので、間に合うであろうと思っております。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 大正の局長は間に合うであろうということで、というのは、やはり前回の否決後、直ちに事業者には連絡をしました。両事業者には連絡させていただいて、今後そういった状況になる可能性もあるので、準備等々については遺漏がないようにということで協議をしていただいたのは事実です。

ただ、今、町の、我々の責任ということも出ましたが、やはりこういった指定管理は議決を受けてからこそ効力を発揮すると考えておりますので、私たちも否決を受けるという想定は基本的にはしておりませんでしたし、これは、事業者においてもこういった議決案件においては否決もあり得るということは理解いただいております。

ただそういった中で、やはり我々の行政責任としてどうしても遅延した部分があれば、精いっぱいその辺についてはご説明もし対応していかなくやならんと思いますので、もしこの結果がどうのこうの言いませんけども、もしすぐに契約ができない状況になれば私たちとして持てる様々な条例等においてなるたけいち早く運営ができるような体制にもっていきたいと思いますし、そこにまた新たな問題が発生しないような努力はしていきたいと考えております。

○議長（下元昇君） 8 番味元和義君。

○8 番（味元和義君） だんだんにいろいろな意見が出ましたが、私、一番気にするのは二元代表制として議会が与えられた権限、それはやはり議会の議決だと思います。それには2月18日に十分審議をし、そして否決という厳しい決断をしました。私も否決をしました。この議決というのを執行部はどう受け止めておるのか。議員に与えられた最大の権利でございます。これがもし否決したこと、議決したことが、皆さんが言うように、変わるようなことがあるとかいうことでは、非常に議会としての大きな権利を失うことになります。

そしてもう一つは、議会で否決されたら、二番目ということもちゃんと条例にうたわれております。そして、今回二番が来たということで、何ら問題なく進むものと思っておりましたら、なかなかいろいろな意見が出ました。ここ一番、執行部はこの議会の議決、このことをどう受け止めておるのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 先ほど来、また当日の翌日の新聞にもお答えさせていただきましたが、議会の議決は真摯に受け止めております。

ただ、前回の議案についてのご質問だと思いますので、私としましたら選考過程においても、最後の結果においても、議案の提案においても、全くそういった、適正に処理しておりますので、そういったところについては問題ないとは認識しておりますが、いかなせん、議会の結果というのはこのようなことになりましたので、それは真摯に受け止めております。

私としたり、率直に申し上げますと、今後こういった案件が頻発すると非常に私自身の町政運営に影響が出てくるというのは本当にそういった思いを持っておりますので、是非今回の議案についても皆さん方真摯にご審議いただいて決定いただければというように思います。

○議長（下元昇君） 14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 先ほどから言われていました公平・公正性に欠けるという部分で、私は行政の方、そして3名の審査員を民間からお願いして審査をされた、そしてその結果がこの得点になって、そして一番の人を、JPTを執行部としてはどうですかということで、しかしながら、議会ではやはり地元のやる気のある人たちになるべくやってもらうほうが四万十町にとって有益なんじゃないかということで否決された形になったので、大変是々非々で良い結果だったと私は受け止めております。そして、公平で公正なやり方だと感じております。

そして、執行部の人たち、そして3名の民間の方たちの審査で言われていた、インターネットを利用したやり方だったとかインバウンド、外国から来られる方たちから落とされる経済収益をつくっていくためにも、やはりそういうところは評価されたわけですから、次の大正まちづくり委員会の方たちにも是非その部分を頑張っていていただいて、現在の赤字になっている部分をプラスになるように、町全体でみんなでもた大正のみんなでも補い合っていくような形でより良い方向に持っていけるんじゃないか感じております。

○議長（下元昇君） ちょっと待ってください。14番議員に申し上げます。ここは提案の場でなくて質疑の場ですので、何か自分で考えて分からない点があれば執行部にただすという質疑ですので、提案の場ではないですので、ご了承ください。

町長、答弁ありますか。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうから、ちょっとご説明も加えて、訂正も一点お願いしたいんですが、今、議員のご質問の中に民間という字句があったと思います。私が先ほど言いかえ方が悪くて、民間の方を含め、観光事業者の方、さらには県の職員の地域本部の職員ということでございますので、私の民間といった表現がそういったところに至ったというのは非常に訂正させていただいて、そういった町外のそれぞれ職員を含めた選定委員会というようにご理解いただいたらいいと思います。

それで、今、村井議員のほうが言うたように、私たちも地元がやはり優先でやってまい

りました。第一回目の公募においては地元の中でやろうということで、内部でいろいろ今までの過去の運営等を見たときには一気にと思っていましたけども、やはり地元でやろうということで、地元の中でやりました。

ただ、残念ですが、いかんせん、地元の応募が遅れたということで、今回、地元の、要件を付加をして、郡の圏域でやったということになっていきますので、私たちもそういった手続は踏んでおりますけども、それを第２段階での公募の段階でそういったことがなかなかできにくいというのはご理解いただきたいと思います。やはりそれが正に公平・公正というところがございますので、そういったご理解いただければ非常にありがたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 私から一点。先ほど田邊議員のほうから、この前回の１位で上がってきたJPT、そこの事業所の問題、それを調べたらなかったというような指摘があったように思いますが、これは重要なことですので、お答えいただきたいと思うのですが、事業所としてなければ、前回の公募の選定、要項をクリアしてないと、こういうことになりますが、事業所として前回は局長はあるというふうにお答えをしたように思いますが、その点はそれでよろしいかどうか、お答えください。

○議長（下元昇君） 大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 事業所の認定につきましては、前回の議会でも総務課長のほうからも説明があったように、弁護士のほうとも問合せ等も行っておりまして、応募の際に確認したものとしては、中土佐町の四万十源流の里で実際に指定管理者を受けて事業を行っておる。また自主事業的なものも行っておるという観点と、そこで一定の経営がなされておるということで事業所としての判断をした次第であります。

以上です。

○議長（下元昇君） 暫時休憩します。11時10分まで休憩とします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大正地域振興局長山本安弘君。

○大正地域振興局長（山本安弘君） 6 番議員の質問にお答えいたします。

指定管理の資格の部分ですが、JPTは大野見の四万十源流の里に人的・物的施設を擁して、サービスの提供を行っておる、事業を展開しておるということで、そこを事業所と認めております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 議長の許可をいただきましたので、反対の立場から意見を述べさせていただきますというふうに思います。

この指定管理の議案、前回12月にこの審査が行われ、先月2月に臨時会において提案をされてきました。その議案の審議の内容で一番の論点が、先ほど私が質問もしましたが、この公募の要項を満たしているか、いないか。そこの一番の問題が事業所としてあるのか、ないのかというところが一番の問題点だったかと思います。

その答弁に対しまして、執行部は、先ほどのように、少しあいまいなところもありましたけども、最後のところでありますという答弁があったわけです。ですので、じゃあ執行部が提案した今回のウェル花夢の指定管理の1位指名であったJPTに対しては、何の瑕疵もなく問題もない。先ほど来から質問もありましたように、プロポーザルも6名の、外部有識者も含め審査も行われ厳正な識見等の中から1位指名が行われたということに対して何ら瑕疵がないわけでありまして、それを否決した今回の議会、これに関して少し私は憤りを感じております。

今回二番手は出すというような要項を書き切っておる関係上出てきたわけですが、前回の臨時会で執行部に瑕疵がないのを否決しておるのをそのままに進めるということは、今後プロポーザルが何件も提案されてくるわけですが、それに対してももう問題点をすごく残しますし、今後の議会の判断においても、すごく問題点が残るんじゃないかと。議員各位におかれましても、大正地域の地元に、地元のことは地元という考えは私も全然否定するわけではありませんが、執行部が出してきた議案に対して、議員として真摯に受け止

め適正な判断をするのが議会の判断ではないかというふうに私は思いますので、今回の議案に対しても、前回の提案も賛成でありましたので、今回は、この提案には反対をする立場から意見を述べさせていただきました。議員各位におかれましては、議員として適正な真摯な判断をしていただくように、よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第23号四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定についての議案について、賛成の立場で賛成討論をさせていただきます。

前回、否決をされて、今回第2位が1位に繰り上がって本日の提案ですが、私は二つの条件、いわゆる募集要項の中に挙げています、高幡広域圏内に事業所を有するか、または四万十町内に住所を有する代表者。二つの条件のうち、後段の四万十町内に代表者が住所を有するという要件を満たしておりますし、それぞれの点数が21点差の第2位が上がってきたということで、私は何ら異議もないし、幸いこの方が四万十町内に住所を有する方ですので、地域との連携もとりながらしっかりとオートキャンプ場の管理運営がされることを期待し、賛成討論にかえさせていただきます。議員各位のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第23号四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立多数です。反対者、1番酒井祥成君、2番槇野章君、4番古谷幹夫君、5番緒方正綱君、6番武田秀義君、7番吉村アツ子君、13番堀本伸一君です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第6、議案第3号平成30年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第3号平成30年度四万十町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、施設の老朽化等に伴い、早急に対応せざるを得ない修繕経費や、国の補正予算関連事業のほか、本年度最終の補正予算となることから、事業費の確定見込みによる精査や各節の減額といった所要の予算措置を講じたところでございます。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目の順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、1項3目財産管理費では、今後の町債の償還等に必要の財源を確保するため、減債基金積立金に1億6,700万円の計上を行うなど、基金への積立金で合わせて1億6,329万3,000円を追加計上いたしております。

また、1項5目ケーブルシステム管理運営費では、豪雨被害等への修繕対応といたしまして、指定管理料で1,007万8,000円、鳥獣害対策用ケーブルの購入費といたしまして、原材料費で463万3,000円を、それぞれ追加計上する一方、CATV映像装置等機器再構築業務委託料で精査を行った結果、4,900万9,000円を減額いたしております。

そのほか、1項6目企画費では、四万十川を始めとする地域資源を空撮等による映像として撮影記録し、観光振興に活用していくため、地域資源映像活用事業として518万2,000円を計上いたしております。

続きまして、3款民生費でございますが、2項1目児童福祉総務費では、小鳩保育所整備用地測量設計委託料291万6,000円を追加計上したほか、消費税引上げに伴い予定されております、幼児教育・保育の無償化への対応として、子ども・子育て関連システム改修委託料177万7,000円を計上いたしております。

続きまして、4款衛生費でございますが、1項6目環境衛生費では、四万十川水産資源回復事業におきまして、町議会12月定例会で決定をいただきました、一般会計補正予算（第2号）において、アユ種苗の一部早期放流を計画しておりましたが、種苗の育成状況から3月に計画放流量の全てを入手するめどがつかしましたので、消耗品費として220万円を追加計上いたしております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、1項3目農業振興費では、国の補正予算関連事業といたしまして、米奥地区のほ場整備等を行い、農作業の効率化を図るため、農業競争力強化基盤整備事業負担金882万円を追加計上したほか、1項5目農地費では、興津排水機場長寿命化事業として工事費で1,130万円を追加し、既に計上済みであります、農地耕作条件改善事業の工事請負費のうち、東北ノ川の工事について国の要綱上、委託により施工させるものとなっていたことから、工事費から委託費へ282万5,000円振り替えて計上しております。

続きまして、7款商工費でございますが、1項1目商工総務費では、企業立地等促進助成金880万8,000円を追加計上したほか、1項2目商工振興費では、国の補正予算関連事業といたしまして消費税率引上げに伴う経済対策として行われます、プレミアム付商品券事業の準備に係る費用として230万1,000円を計上いたしております。

続きまして、8款土木費でございますが、2項3目道路新設改良費では、国の補正予算関連事業といたしまして、川ノ内芳川線測量設計委託料1,010万円を計上したほか、5項1目下水道費では、第2表継続費補正でも計上しておりますが、吉見川浸水対策として行います雨水公共下水道事業におきまして、早期発注早期完成を目指すべく、調整池及びポンプ棟建設に係る工事委託料2億3,000万円を、同じく国の補正予算関連事業といたしまして前倒しして計上し、逡次繰越により取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、9款消防費でございますが、1項5目防災費では、木造住宅耐震改修費補助金1,234万円を追加計上いたしております。

続きまして、10款教育費でございますが、ブロック塀等改修費用を1項6目教職員住宅費や2項1目学校管理費で、それぞれ追加計上するなど、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

以上が歳出の主な内容となりますが、これを賄う歳入といたしましては、各事業の進捗状況等をもとに補助金、町債及び基金繰入金等の確定見込み額について精査を行うなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億7,100万円の減額となり、累計予算総額は、歳入歳出それぞれ168億7,400万円となったところでございます。

続きまして、第2表継続費補正でございますが、吉見川浸水対策として行います、雨水公共下水道事業におきまして全体事業費と財政的な裏付けを明らかにする必要があるため、地方自治法第212条第1項の規定により継続費として設定するものでございまして、

町議会12月定例会での一般会計補正予算（第2号）におきまして決定をいただきましたが、その後、調整池及びポンプ棟建設に係る工事費や水処理施設の電気設備及び機械設備工事費の精査を行った結果、1億7,000万円を増額して、総額を8億7,300万円とし、また、国の補正予算関連事業といたしまして、平成30年度予算に前倒しして計上し、3か年度で割当てを行っております。

続きまして、繰越明許費でございますが、先ほどご説明申し上げた国補正予算関連事業を始め、保育所施設等整備事業や農業基盤整備促進事業、町道改良、耐震化促進事業、災害復旧事業などで合わせて27件、10億3,577万円となり、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費として第3表に記載のとおりとなっております。

最後に、地方債の補正につきましては、事業費の精査等に伴い、第4表に記載のとおり、各地方債の限度額を追加または変更しようとするものでございます。

以上が補正内容の主な概要となっておりますが、引き続きより一層健全財政に努めてまいりますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは質疑をさせていただきます。三点ほどになろうかと思えます。

まず予算書のほうで、ページから申し上げます。まず34ページになります。2款の分ですが、総務費の関係です。この34ページの一番下段のほうに、5目の分のケーブルシステムの管理運営費、先ほどの町長説明の中で、ケーブルネットワーク指定管理料、これについては豪雨災害関連ということについての指定管理料というようなところで承ったので、このあたりのところもうちょっと詳しくお伺いしておきたいのが1点です。

それから、二点目、同じくページで行くと41ページです。同じくこれも2款の分、総務費の関係ですが、町議会の選挙費、4目の報酬の下、職員手当関係が300万円、これがいわゆる減額補正になっていますが、町議会議員、先般行われた選挙の中身についての時間外手当が300万円浮いたというところですが、こういった内容でこの300万円がこういう形で減額になっているのか、お伺いしておきたいのが二点目です。

それから、三点目は予算資料で申し上げます。いただいています予算資料の5ページの大正診療所の関係です。太陽光発電設備等の整備事業というところであります。大正診療所において太陽光発電を、蓄電池を整備することによって災害時の対応も含めて整備をしていこうというところでもありますので、今から、平成31年から、3月から始まって、これは応募申請ですね。それから、今年の7月から始まって、来年の2月までと。整えていくという内容でありますので、こういった形で整えていくのかと。例えば場所的などころ、あるいはシャープ的な診療所の屋根にするのか。あのあたり、非常に場所柄問題のあるところでもありますので、そのあたりを詳しくお伺いしておきたいと思います。

その三点です。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えさせていただきます。まず、予算書34ページのケーブルネットワーク指定管理料でございますけれども、豪雨というところもございましたが、豪雨に伴う土砂崩れでありますとかムササビによる被害、それから落雷、火事等、当初予期できない部分での工事分の増額でありまして、当初の指定管理料には含まれていない部分というところでもあります。要は予期せぬ事故、火災もありました、それから豪雨もありました、ムササビ被害もありましたというところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） では、私のほうから41ページの議会议員選挙費の職員手当のマイナス300万円はどういったことかといった質問でございますが、これにつきましては、当日の選挙事務に従事した職員に一定代休対応でやってこないかというふうなところを職員に申出をしまして、代休対応となった部分について300万円ぐらいの支出が抑えられるようになったといったようなことから300万円の減額をさせていただいたことになります。

以上です。

○議長（下元昇君） 中屋議員、今、質問の中で、三点目、太陽光、これ特別会計ですので、後でやりますので。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 勇み足をしてすみません。特別会計のときにまたお伺いをいたしましょう。

それでは、二点ということで整理をさせていただいてお伺いしました。

ケーブルネットワークの指定管理については、当初の指定管理料以外の分の、範疇外の分が今回追加というところで、大体内容は分かりました。火災の関係やら豪雨災害でケーブルが消失したとかいったところ、それからムササビ被害というところ、初めて聞いたんですが。

これについては、今後、例えばムササビ被害イコール、やはり鳥獣害の関係やら、シカも含めて、それから立木というんですが、最近非常にケーブルに沿って木が、枝が寄りかかっている部分が非常に多くて、以前からももう早目に手当てをしておかんと切断されるといったところがありますので、そういったところの当初からのこの指定管理料の中に、このケーブルの保守、ケーブル線の補修体制というのは、これ含まれておるのか、ないのか。今回ムササビあるいは豪雨災害等々でありましたので、補正を組むというところですが、そういったところの指定管理料の中にそういうケーブル線の保守が含まれているのか、いないのか。その分だけもう一点、聞いておきたいのと、それから二点目の、総務課長からの町議会選挙に今回は時間外手当を代休で振り替えたら浮いてきたというところがありますので、これについて、これから統一選がありますね。4月7日以降、統一選が非常にありますので、そういったところの対応についても、これは代休で扱えばこれだけこういった時間外手当がうまく相殺できるものなのか、どうか。そういう考え方が、今後、これは踏襲してやっていくのかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（下元昇君） 企画課長山本康雄君。

○企画課長（山本康雄君） お答えをいたします。保守に対する部分については入っておりますが、当初言っておりました想定外の部分については、その他の事項で協議することになっておりますので、ご了承願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 総務課長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） 選挙について次回以降も代休でという取扱いをしていくのかといったご質問でございましたけど、今回、町議会の、町の選挙であるということで、積極的にこちらのほうを活用してくれんろうかと、町から財源が出ますので、そちらのほうを検討してやっていただいたということで、次回の統一地方選挙とか国の選挙も控えておりますけど、そちらのほうはまたそういうような対応が可能かどうかというのは検討いたしまして、その都度その都度決めていきたいというふうに思っ

ております。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 資料の4ページの上段、プレミアム付商品券事業とありますけれども、これは、今年の10月に言われている消費税10%を前提にした予算だと思いますけれども、私はこの予算は反対です。それで、消費税についてはもう規定の事実のように進んでいくみたいで、大変危惧をしております。特に安倍内閣の中核におった人たちが声を出し始めております。これは日本経済を破壊するものだということで、皆さんもご承知のように、このようなこのプレミアム商品券についての、これはもう前提としての予算措置かどうか質問したいと思います。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。議員のほうからは消費税の10%への引上げを前提とした事業であるかということでご質問をいただいたと思いますが、今回の事業費につきましては事務費ということで予算計上させていただいております。当然、消費税の10月の10%への引上げを予定される、それに伴っての事業でありますので、町としましては、国がこういう形で事業を示してくるときにはできるだけ活用していきたいというふうには考えているというところです。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、平成30年度の補正予算について質問してみたいと思います。

まず、9ページの繰越明許費です。これは当然、制度上認められる繰越明許費ですが、ただ、その中で4款の衛生費、項では清掃費ですね。86万4,000円の焼却灰埋立施設長寿命化（ダンプ用コンテナ備品購入）事業、これがなぜ繰越明許にしなければならないのかというのが、歳出で出ていますよ、26万円減額した補正は。出ていますが、何ゆえにこのコンテナ備品購入を年度内にできないのかという単純な私の質問です。

それと合わせて、8款の土木費、本在家と読むのですか、これ住所は、本在家の用地購入の括弧書きですが、これに伴う50万円ですが、これも本年度では片が、決着が付かないということでの計上であろうと思いますが、理由をお知らせください。

続きます。それでは、12ページの歳入から質問したいと思いますが、今回、3,800万円余り普通交付税が追加をされました。トータルで65万9,000円余りの交付税が決定をされ3月に計上をされたものだと私は理解をいたしますが、勉強不足で申し訳ありませんが、先月の2月18日臨時会で、補正予算を町長が1月11日付だったと思いますけれども、専決処分をされた中に、地方交付税、普通交付税が299万5,000円減額された専決処分が出されました。それと今回、このような形で3月に3,800万円もの普通交付税が計上された理由の説明をお願いいたします。

続きまして、14ページに入ります。町税ですが、平成31年当初予算もそうですが、町税が減額傾向にあります。ということは、町民の所得も大変厳しい状況にあらうかという推測をするわけですが、今回、法人税です。8,900万円に対し、3月の補正、今回の補正で2,500万円、非常に高い率です。減額になる予想です。この理由について、どういう形で減額、これほど見込まれるのかについて説明をお願いいたします。

続いて、岩井議員からも、64ページですが、商工振興費の中のプレミアム付商品券事務委託料の計、委託料と使用料、賃借料が計上されています。私、同じく、まだ、今、参議院で、衆議院は通過しました。参議院でこの問題について野党のほとんどが上げるべきではないという論戦をまだ交わされている中であって、当然、県からのこのお金は来るわけですが、今回なぜ決まってないものを、準備といえども、国民にも反対のある中で計上されるのかという思いで質問してみようかと思いましたが、担当課長から答弁があったのでそのことは質問しませんが、非常に私は憤りを感じます。

次、69ページです。住宅費の住宅の管理費です。19節の中で、町産材活用利用促進助成事業補助金が1,400万円余り減額をされています。当初予算の約半額に当たる予算がこの3月に減額される。この原因がどこにあったのか。私には分かりませんので、そのことを質問をいたします。

以上です。

○議長（下元昇君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 私からは、9ページの繰越の件についてご説明いたします。

これは、12月補正で可決された分でありまして、クリーンセンター銀河のごみの灰の埋設場がもう満杯になる可能性があるため、当初予算に計上させていただいていますが、焼却灰を来年度から搬出するようになっております。その焼却灰の搬出のためのフックロー

ルコンテナというコンテナの備品の購入費でして、12月に可決されたものですので、1月に契約をしましたが、受注生産ということになりますので、3月末までには間に合わなく繰越とさせていただきます。

○議長（下元昇君） 財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） 私からは、予算書の12ページ、普通交付税の3,814万2,000円の補正額と、2月の専決、議会での、同じく普通交付税のマイナス295万5,000円の計上の中身ということでお答えさせていただきます。

まず、普通交付税決定が毎年7月に決定をいただきます。それで当初予算は今回平成31年度は今回の3月の議会で提案させていただいて決定をいただくように、平成30年度の当初も同じように去年の3月で決定をいただいております。

ただ、そこから様々な事業自体が補正予算等々で提案させていただきますが、そのときに一定一般財源というものを確保する必要があるがございます。当初予算で今回、歳入で、提案させていただきますが、普通交付税の額と7月で決定いただく、決定額との差額が、決定額のほうが多い場合、一般財源というものが予算上よりはもう少し多くいただけるというものになります。それを9月や12月といった、その後の補正予算で一定財源として必要になってくる部分がありますので、留保財源として確保させていただいた分がございます。それを今回3月の補正で全て出させていただいたというのがこの3,800万円という内容になります。

2月のときの専決のマイナスというのは、あくまで、このときは中身がふるさと納税の部分に関してのことが主になってきたところなのですが、その歳入の金額の部分と、あと歳出、返礼品に見合う部分の一般財源で必要となる部分は、ふるさと支援基金を活用させていただいて、ほかの事業に充てるということを行っておりますが、そのときにふるさと支援基金を支援事業費見合いの部分を出して計算をさせていただいた、またそのときに千円単位まできれいに出すというのはなかなか難しいですので、そのときの調整を普通交付税でさせていただいているということが2月の内容となります。

以上です。

○議長（下元昇君） 税務課長松田好文君。

○税務課長（松田好文君） お答えさせていただきます。予算書の14ページになります。法人税の補正額がマイナス2,500万円になっているということで、減少傾向にあるんじゃないかという質問でした。

これは当初見込み額より歳入が少なかったためマイナス補正をしたわけですが、その理由ですが、比較的大きな法人が減額補整、要するに還付申請をしたことが主な原因となっておりますが、全体的には見込んでいた以上に景気状況が下がってきているのかなと思っております。

その理由としましては、法人税については、平成28年度は調定額が最終的に7,821万6,000円でした。平成29年度については9,913万7,000円と上がっておりますが、今年は6,426万9,000円と見込み計算の中では出てきましたので、多少景気状況が落ち込んできているのかなというふうに税務課長としては判断しております。

以上です。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡孝祐君。

○建設課長（吉岡孝祐君） お答えします。私のほうからは、予算書9ページ、8款、本在家用地購入費でございますが、9月補正で承認をいただいたところでございますが、県外の方もおりまして、まだ今のところ用地購入には至っていないところでございます。

二点目の69ページ、19節でございますが、町産材活用利用促進事業でございますが、最初、当初予算では毎年の実績に合わせて20件を計上しておりましたが、今年度につきましては11件しかなかったということでございます。不用額でございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それぞれ答弁をいただきました。おおよそが理解できましたので、二点だけ伺いをしてみたいと思いますが、今、建設課長から答弁いただきました、町産材の問題ですが、当然PRも十分されていることだろうと思いますし、住宅の建設も少ないのか分かりませんが、せつかくこう予算を組んでいますので積極的に活用してもらおうような、なお一層のPRも宣伝もしていただければと思いますので、希望しておきます。

合わせて、本在家の土地購入ですが、去年の9月補正で、私おりませんでしたので分かりませんが、補正で可決された案件が半年も、県外におられるということで、本来はこの予算は平成30年度で私は解決すべき予算だと感じています。今後は繰越明許があろうといえども、本年度に解決すべき事業等については積極的に年度内に解決してもらいたいという思いですが、町長、最後になりますが、答弁いただければありがたいと思いますが。繰越明許について。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうにご指名ございましたのでお答えさせてもらいたと思いますが、基本的には9月議会での段階でそういった想定をしていないということは私たちの手続的な、やっぱり見込みの甘さがあったと思います。やはり今後においては、繰越明許については慎重に、なるだけお認めいただいた議会の年度の中で執行していきたいというように、改めて反省もして今後対応していきたいと思います。

もう一点ですが、せっかくのご指導でございましたので、ちょっとご報告を申し上げますけども、今年、町の若者定住と二世帯住宅においては、去年からいうと20棟ぐらい増えています。今、議員がご指摘のあった、やはり町産材を使えなかった理由というのは、若者なりそういった二世帯住宅の中での嗜好の違いというのが一点。そしてもう一つは、町内事業者がやっぱり建築しなければなりませんので、町内事業者のいろんな状況、例えば仕事がいっぱいであったとか、さらにはそういった仕事に意欲がなかったかどうか、いろいろあると思いますが、そういった総合的ないろんな事柄があったんでないかなと思います。本来でしたら、去年よりかは町の事業の住宅数は増えておりますので、そこにちょっと反比例しておりますので、私もちょっと、どうしてかなという思いがありましたので、ご説明にかえさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号平成30年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立多数です。反対者、11番岩井優之介君、12番田邊哲夫君。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。午後 1 時から再開します。

午前11時55分 休憩

午後 1 時00分 再開

~~~~~

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7、議案第 4 号平成30年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 8、議案第 5 号平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 9、議案第 6 号平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）、日程第10、議案第 7 号平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 3 号）、以上、議案第 4 号から議案第 7 号までの 4 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第 4 号から議案第 7 号までの各特別会計補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 4 号平成30年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は主に予算の精査によるものでございますが、主な内容といたしまして、歳出では、12月診療分まで確定しました医療費をもとに推計した結果、9 款の予備費を 1,064万1,000円減額する一方、2 款の保険給付費を3,594万円、また診療所への繰出金として 8 款の諸支出金を1,004万6,000円、それぞれ追加計上いたしております。

次に歳入でございますが、1 款の国民健康保険税で274万円、7 款の諸収入で290万4,000円をそれぞれ減額する一方、3 款の県支出金を3,955万4,000円追加計上いたしております。

これにより、今回の補正は第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ 3,380万円の追加計上となり、累計予算総額は26億2,160万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、去る 2 月27日四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第 5 号平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、医業費で427万円を減額する一方、総務費において大正診療所太陽光発電設備等整備事業に伴う設計監理委託料や工事請負費など6,637万円を追加計上いたしております。本町の地域防災計画におきまして災害時の医療救護所として位置付けられている大正診療所は、かねてより太陽光発電及び蓄電池の導入を検討しておりましたが、先般、国の平成30年度補正予算（第2号）が成立され、有利な補助事業の活用が見込めるため、追加計上するものでございます。

なお、これを賄う歳入につきましては、診療収入で1,808万1,000円を減額する一方、諸収入で5,498万円、町債で1,630万円をそれぞれ追加計上いたしております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ6,210万円の追加計上となり、累計予算総額は4億2,380万円となっております。

次に、繰越明許費でございますが、先ほどご説明申し上げました、大正診療所太陽光発電設備等整備事業につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として第2表に記載のとおり計上いたしております。

また、地方債の補正につきましては、第3表に記載のとおり、各地方債の限度額を追加または変更するものでございます。

続きまして、議案第6号平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、総務費で88万5,000円を減額する一方、医業費で34万6,000円、積立金で53万9,000円をそれぞれ追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、使用料及び手数料で30万円、諸収入で70万円、町債で30万円をそれぞれ減額する一方、診療収入で130万円を追加計上いたしております。

これにより、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の1億2,670万円となっております。

また地方債の補正につきまして、第2表に記載のとおり、限度額を変更するものでございます。

最後に、議案第7号平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、歳出につきましては、総務費におきまして人件費で

5万2,000円を減額する一方、需用費で5万2,000円を追加計上いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、県支出金で41万6,000円を減額する一方、診療収入で3万5,000円、繰入金で38万1,000円を追加計上いたしております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は補正前と同額の1,020万円となっております。

以上4件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは質疑をします。先ほどちょっとフライングをしまして、特別会計のほうで。

もう一度仕切り直しですが、予算資料の5ページで見えていきます。太陽光の設備等をするという大正診療所ですね。先ほど申し上げたとおり、今回7,000万円の予算付けで設置をするというところでありますが、お伺いする部分はこういった形式の設置方法になるのかということと、要するに規模、何メガワットなのか。どのぐらいの規模であって、いわゆる緊急時の電源を確保するときのどういう対応になるのか。そのあたりのことについて応募申請からの流れをお伺いしておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 大正・十和診療所事務長川村裕之君。

○大正・十和診療所事務長（川村裕之君） お答えいたします。資料の5ページの下段の大正診療所太陽光発電設備等整備事業の設置方法と、それからどれぐらいの規模のものを設置するのかと、それと応募申請からの流れという三点の質問やったと思います。

まず1点目の設置方法については、以前、平成27年度ぐらいに前事務長のほうが計画をしておまして、それを基本に今回事業費等を精査して計上させていただいたところです。設置方法については、大正診療所の屋根をイメージしていただいたら、瓦屋根の勾配屋根と陸屋根の部分がございますが、勾配屋根の瓦屋根が結構広い面積がございまして、また南側に面している部分に設置をするということで考えております。当然、地震、震度7、8ぐらいの地震があれば、その揺れに瓦と一緒に落ちて、その上に載せている太陽光パネルと一緒に落ちるようなことのないような工事方法でやっていただくということを想

定しております。

それから規模については、今説明した瓦屋根の上に設置をするということで、30kw以上の発電ができるという想定がございまして、それを蓄電池に集電して、また余剰になった部分については通常の業務に使うというように考えています。

それから申請については、それこそ3月に公募がございます。これに書いておりますが、まだ公募はされておりませんが、3月12日に岡山のほうで説明会がございまして、それに参加をして、全国で何か所か説明会がありますが、それが終われば公募がされるということで、公募されたらすぐに申請書を作成して採択をいただく。採択をされれば、その後本申請をいたしまして、交付決定があった後工事に入っていくというスケジュールで考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 大変、懇切丁寧に説明いただきましたので十分わかりました。

今回、国のいわゆる有利な予算、公金を活用するということで急遽いい話になったというお話を伺いまして、屋根に設置をするというところです。あそこは、心配したのは、あのあたり非常に低い土地ですので、以前から洪水に見舞われるところでありましたので、そばにある空き地を利用してのことかなと思っておりましてけども、屋根に設置をして今回これで十分かなうという話で了解をいたしました。

応募申請の関係については、これ、国のこういったひも付き予算というところですから、岡山で説明を受けて公募というところになりますと、やはり業者については広く、公募対応にするのか。あるいは、有利な、地域のこの四万十町域、あるいは先ほどの高幡域当たりの業者選定になるのか。そのあたりのことについてはまだ、決まっていればちょっとお話を伺っておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 大正・十和診療所事務長川村裕之君。

○大正・十和診療所事務長（川村裕之君） 委託料の、実施設計とその後、工事の施工監理の業務、それぞれ内訳として設計のほうが500万円、工事監理のほうが200万円という内訳でございます。

それから工事費については6,300万円ということですので、どちらも随意契約とかができない金額になりますので、総務課のほうの契約担当にお願いをして業者選定をしていただくということで考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからも補足をしていきたいと思います。

先ほど事務長から説明がありましたように、恐らくこの太陽光発電につきましては5,000万円を超える案件になりますので、まずは町の指名審査会をもって決定をします。

従来ですと、こういった事業については町内事業で実施もしてきたということで地域密着型ということを経験のところで考えております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 関連でお聞きをしたいと思います、私、素人ですので分かりません、説明の内容が十分分かりませんが、今回この診療所がそういう太陽光を設置するということですが、ただ、今の説明の中でも私たちに分かりやすく、それから町民の皆さんにも分かりやすく簡単に説明していただきたいのですが、平常時には蓄電をしていくということ、さらには災害時に、電気が止まったと、通常、そのときにこの設備で十分、入院患者等々必要な電力が賄えられる状況であるというのか。そのあたりを分かりやすく説明していただいたらありがたいなと思います。お願いします。

○議長（下元昇君） 大正・十和診療所事務長川村裕之君。

○大正・十和診療所事務長（川村裕之君） 太陽光発電でどれぐらいの電力が供給されて、診療所の機能がどれぐらい維持できるかということを経験明瞭にというご質問やっただと思います。

現在は、自家発電機を1階屋上に設置をしております、それについては発電機が稼働時間が6時間で、燃料を40リットルを使って6時間もつということで、もう必要最小限の外來の診察室とかのライトとか薬品の冷蔵庫の電源とか、それから電子カルテがありますけど電子カルテの起動用の電源、それから事務所に衛星電話がありますが、その電源、それから入院している方の吸引機の電源と、それから必要な照明、それぐらいしか現在は対応できないということで、燃料も40リットルが供給できなければそれも使えないという状態です。

今回、その30kw以上の太陽光発電を蓄電池と一緒に導入することで、説明資料の中にも、入院患者の生命維持のための主に空調設備の電源として夏場、冬場に入院患者、ほと

んどが70代、80代、90代の方ですので、そういう方が夏場、冬場に空調が効かないということになるとすぐ生命に危険が及ぶということで、空調設備のほうを主に、それを中心に、あと余った電源については医療用のレントゲン装置等の電源、それから入院患者の給食の厨房の、オール電化になってますけど、オール電化の電源ということで考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、特別会計の2会計についてお伺いをしてみたいと思います。

国保特別会計の94ページです。まず歳入の中で、3月補正ですので、ほぼ決算額に近い数字だと思いますけれども、平成30年度の歳入歳出とも26億1,000万円余りの今回の補正予算です。平成29年度の決算が国保会計では31億2,000万円余りの決算額に対して、26億2,000万円という額を差し引きすると、およそ5億円余りの平成30年度の会計、歳入歳出額が減額になったと数字上は見ることができます。

恐らく平成30年度から国保の事業の県、含めてのことだろうと思いますけれども、事業の内容が変わったんだろう。そういった中で、5億円の何がしかの内容の変化があったのか。それとも単純に国保会計が、非常に健康な四万十町民が増えたので、そういった意味で国保にも減額があらわれてきたと見ていいのか、どうなのか。その点についてお伺いをしてみたいのと、合わせて、説明資料の中で、3月補正予算資料6ページ、各種基金の状況が全会計、一般会計、特別会計含めて基金の内容が出ています。

今朝ほど国保の中の訂正がありましたので、国保財調、財政調整基金が平成30年度末で3億3,500万円の残高見込みとなっています。この国保財調がこういう形で今後推移をしていく可能性が、今回は3,000万円取り崩しをしていますけれども、およそ来年度以降、この財調基金はほぼ3億円前後の推移で行くという可能性があるのか、どうなのか。お答えができればお願いをしたいと思います。

続きまして、議案第5号、大正診療所の補正予算です。

106ページになります。まず歳入の中で、今回の補正は、入院、外来収入とも、入院収入が600万円の減、外来収入が1,200万円余りの減ということになっています。昨年度と最終の補正額を見てみると、平成29年度の決算額がおよそ7,300万円、外来収入でもおよそ

900万円の平成30年度は減額の補正になっています。

この原因は、先ほど言いましたように、国保会計も町民が元気で国保使うこともなかった。大正診療所も外来、入院ともに患者も減ってきたと、この数字がこういう形であらわれてきたという見方でよろしいのか、どうなのか。お答えをいただければと思いますし、次に、ずっとこう疑問に思っていましたけども、109ページに出ていますように、地方債の利率の問題です、借りる場合の。

大変、今、ゼロ金利制度を国はとっておりまして、利率が年5%以内ですが、こういう書き方になるんでしょう。ずっと、こういう形で以内と書かれていますけれども、実際考えてください。自分たちが貯金したって僅かな利子しか付きませんが、借りるとなると5%というのは大変金利が高いという見方に、私は思うわけですがけれども、実際はどうか。現在、地方債補正をするに当たって、どういう形で融通先、借入先との話をつけてこれくらいで借りる予定ですよというものがあればお示しを願いたい。

以上です。

○議長（下元昇君） 町民課長細川理香君。

○町民課長（細川理香君） お答えします。国保会計についてのお問い合わせです。

まず、平成29年度決算では31億円ぐらゐの国保会計が、今回この3月補正の予算書では26億円ということで5億円減っているのはどういう理由かというお話ですがけれども、議員のほうも言われましたけれども、制度改正が今年大きなものがありました。今まで保険者だったのが四万十町でありました。そのときには国・県から補助金、交付金などが入り、四万十町はそれを使いながら、医療費の給付であるとかいろいろな保健事業などを行ってきたところですよ。

今年平成30年度から保険者が高知県のほうになりました。ということで、国からの補助金なども流れが大きく変わりました、高知県を通じて四万十町に入ってくるもの、それから直接四万十町に入ってくるもの、いろいろなさび分けができております。

その中でお金の流れが変わったという部分では、町のほうに入らずにそのまま県からお支払するものができておるということで、四万十町の財布に入らずにお金が動いているというところがありますので、こちらの大きな金額の違いが出てきているというふうに思っております。

それから基金のお話をされましたけれども、今現在3億3,000万円というお話でありました。この後、平成31年度当初予算のほうにも、説明にも入っていきますけれども、その

ときにしっかりお話をさせていただこうと思っておりましたけれども、こちら国保会計については、先ほども言いましたように、県のほうが保険者となったというところもありまして、県に対して町が納付金を納めるような形で運営をしていくようになります。県のほうが県全体で賄う医療費の計算をしまして、それに伴いまして、市町村の医療費水準ですとか所得水準などによりまして、各市町村に納付金を割当てをしていくというようなことになりますけれども、そちらの、割当ての金額によりまして、こちらのほうも国保税との兼ね合わせによりまして、調整をしていかななくてはいけませんけれども、なかなか医療費の高騰が思った以上に上がってきているというようなお話が県のほうからも説明がっております。

ということで、私どももなるべくこの国保制度が変わったすぐですので、皆さん、住民の方に混乱を与えてはいけないということで、国保税を変更するということについては慎重にならなければいけないというふうに考えているところです。

そういうところを考えますと、やはりこの3億円を超えている基金を有効に活用して、皆様にも理解をいただきながら運用していきたいと考えているところですので、基金の推移につきましては、今後の情勢によって減ることも考えていかななくてはならないと考えております。

以上です。

○議長（下元昇君） 大正・十和診療所事務長川村裕之君。

○大正・十和診療所事務長（川村裕之君） 予算書106ページの歳入、診療収入の入院収入、外来収入の合計1,800万円の減額についての理由ということでご質問やっと思います。お答えします。

まず入院については平成29年度の入院者数でお答えしたいと思います。平成29年度の入院者数、延べが5,002名で、平成30年度の延べ入院者数が2,944人ということで、約4割減の6割に入院患者が減っているという状況があります。これは1日の平均入院患者数でいいますと、平成29年度が13.7人、平成30年度が8人という見込みで計算をしております。

それから続いて外来の収入についてでございます。外来については、平成29年度の外来件数が延べ2万5,827件、それに対して平成30年度の見込みが2万2,549件ということで、これを除しますと87.3%ということで、約2割の減ということでございます。1日平均でご説明しますと、平成29年度が1日平均106.3人でございます。それに対して平成30年度の見込みが91.6人ということでございまして、入院、外来ともかなりの患者が減っている

ということでの減額ということでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） 109ページ、地方債補正の利率の年利5.0%以内というところの関連の質問で、実際、最近の借入利率というような形のご質問だったと思います。

起債に当たっては、起債の種類で、どの財源をもとに、国の財政融資で借りたり民間の銀行等で借りたりというのが、大体決まってきますし、あと利率に関しては、それを借りる期間、その借りる期間というのは、例えば建物の耐用年数などをもとに10年で借りるのか、20年で借りるのかというものでまた変わってきます。

近年の直近の部分で過疎債とかで、例えば12年とか10年前後ぐらいで借りたりするものは利率的にはもう0.1%とかという金額の部分であったり、多くても今は2%を超えるような実際の借入れをするようなことは、実際はありません。何年か、数年前はそういう金利もあったものですけど。

民間の銀行等で借りる場合は、町内に本支店がある金融機関を皆さん見積もりをとらせていただいて、それで一番基本的には金利が安いところというのも採用させていただいているというのが状況ですので、なるべく安いところで借りるというような形で健全な財政運営に努めていております。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 第一回目の質問で大体了解しましたけれども、続いて、今、担当課長から話があったように、納付金の問題が県議会でも我が党の議員から質問をして、知事が、今後市町村がこの納付金の納める額が大きくなるということで、知事自身が懸念をされていました。十分この件については、知事も十分な審査もしてみなきゃいけないという答弁もあったように思うわけですけども、そういった意味で今後増える可能性のある国保事業については、基金の運用もということですので、できるだけ基金を崩さないような方向で是非町民にも健康でおっていただけるような、PR等も含めてお願いしたいということとを申し添えておきたいというように思います。

それと診療所の収入減の問題ですが、今、事務長のほうから国保外来、入院との減の説明もありました。これを、町長、外来、入院患者が減ったということを単純に喜んでいいのかどうなのか。会計から考えれば収入が増えたらいいでしょうが、しかし元気な四万十

町民が診療所を使わなくなったということについては、私は個人的には喜んでいいのではないかと思いますけれども、その原因が何かということがまだ、結果は事務長から知らされましたけれども、現にほかの病院等へ行っている可能性があるのではないかというふうに単純に私は疑問に思うわけです。

というのは、非常に窪川から自分のバスで送迎をしている実態もあるし、自分もそうですが、あるお店へ行くと非常にそこの従業員が応対がいい、感じがいいということも感じるわけですね。

そういった意味で、ひょっとしたら、十和もそうでしょうが、大正の診療所も、そのことが原因とは分かりませんが、そういった対応面で十和、大正の診療所が減になるのであれば、それなりのサービスを含めて応対を含めて、お願いをしたいという部分もあるわけですが、私は町長にお聞きするわけですが、実際この原因を、ただ、今、結果は聞きました。しかし、原因が、会計を見て、いや、健康な町民が増えたという、この会計の内容の読み取りでいいのかなのか。その点について町長にお答えを求めるわけですが、私は、答弁は誰がされるか分かりませんが、どんなものでしょうか。この会計を単純に、入院、外来患者が減ったと、町民が元気な証拠だと言えるのでしょうか。その点をお答えください。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 単に診療所の外来患者が減ったから、もうもろ手を挙げて喜べるという状況にはないと思います。やはり患者は病院も選択できますし、例えば所得の状況でなかなかかかれない方もおるかもしれません。そして足がないからなかなか行けない方も増えておるかもしれませんので、そういったところを考えたときには、やはり単に喜べないような状況にあるとは自分自身も考えております。

ただ今後そういったことで、今、診療所の医師を中心に地域包括医療ケアシステムの準備をしております。やはりそういった地域へ出向いたり、さらにはそういった専門的な皆さん方がいろんな視点から評価をしていただいて、本当に診療所のあるべき姿、そして今後の包括ケアの推進に向けての取組を進めていきますので、その段階で様々な状況もいろいろと研究しながら、調査しながら進めていきたいと思っています。

単に、大正、十和、それぞれの診療所が減ったということで、それで喜んでいてはだめなんじゃないかなというのが率直なところですので、もう少し分析をして調査に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号平成30年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号平成30年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号平成30年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号平成30年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第11、議案第8号平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第9号平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第8号及び議案第9号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第8号並びに議案第9号の各特別会計補正予算案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第8号平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、保険料の見込み額がおおよそ決定したこと、また後期高齢者医療保険基盤安定負担金の決定に伴いまして、歳入では保険料及び一般会計繰入金の減額、歳出では広域連合納付金の減額となっております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,150万円の減額補正となり、累計予算総額は3億2,190万円となっております。

続きまして、議案第9号平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、本年度1月までの事業実績に基づく予算の精査によるものでございます。主な内容といたしましては、歳出におきましては2款保険給付費で今後の給付費を推計し、減額及び組替え措置等を行うと共に、5款地域支援事業費につきましては、事業費の確定見込みに伴う精査を行うなど所要の予算措置を講じております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,020万円の減額補正となり、累計予算総額は26億9,580万円となっております。

以上2件の補正予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第8号四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、私は前期高齢者です。後期高齢者医療についての会計ですが、今回は年度末で3億2,000万円余りの歳入歳出の補正予算です。私、精査していませんでしたが、平成29年度の最終決算、分かっているとお示しをしていただきたいと思います。というのは、非常に今回の補正が最終補正ですので、1,100万円余りの補正です。その中身が歳入では、後期高齢者医療保険料が730万円余りが多くを占めています。

その中で、歳出はどうかということになれば、広域連合への納付金が900万円余り減額に、およそ、歳入歳出の大きな減額の内容はそういう内容になっていますので、その内容について分かる範囲、答えていただきたいと思います。

次の議案第9号介護保険事業特別会計ですが、これも年度末の3月補正の中で、歳入ではおよそ7,000万円余りの減額をされて27億円余りの歳入歳出決算で、主な内容が、歳入では国・県の負担金補助金が主な減額の内容ですし、歳出で見ると大きな減額が介護サー

ビス等諸費が多くを占めています。この6,700万円余りの介護サービス等が減額になった要因、金額についての内容説明をいただければありがたいと思っていますので、答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（下元昇君） 町民課長細川理香君。

○町民課長（細川理香君） お答えします。まず、平成29年度の決算額についてというご質問でしたので、そちらにつきましては、歳入総額が3億2,055万円、歳出総額が3億1,886万円ということで、歳入歳出差引額169万円の黒字となっております。

もう一件ご質問のありました、歳出のほうでしょうか、広域連合納付金の減額についてということでしたけれども、こちらにつきましては、まず保険料納付金、こちらが特徴見込み額とか、滞納額とか、普通徴収の見込み額とか、そういうものを合計しまして、マイナスの約660万円ということです。

あと保険基盤安定納付金、こちらが決定額が決まっております、基盤安定決定額が1億2,144万7,409円となっております、当初予算額と比べましたところマイナス221万円ということで計上しております。

それからもう一つ、延滞金の納付金ということで、こちらを見込み額に伴いましてマイナス21万円ということで、合計902万1,000円ということで計上しております。

以上です。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長野村和弘君。

○健康福祉課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。まず、介護保険特別会計の歳入歳出のところでございます。今回の補正につきましてはほとんどが事業精査による減額となっております。そのため歳入のほうにつきまして、事業費が減った関係で補助金、国・県等の支出金がマイナスになったというところでございます。

それで歳出のほう、2款が多い金額になっているというところでございますが、当初予算につきましては、大分早目に予算を組むので、ちょっと多目に、前年度の実績、それから今で言うと12月ごろ当初予算提出しますので、その直近の10月とか9月とかの大体、事業内容を見て当初予算に上げておりますが、最終的にはこの1月末ごろの本年度の事業費を精査しまして、ほとんどが減額になったというところの減額ということになっております。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号平成30年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号平成30年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第13、議案第10号平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第11号平成30年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第12号平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第13号平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案第10号から議案第13号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第10号から議案第12号までの各特別会計補正予算並びに議案第13号の水道事業会計補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第10号平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、水道管理費におきまして人件費及び消費税納付額の見直し等により137万4,000円、建設改良費におきまして配水管移設工事の見直し、十川簡易水道統合事業の事業費確定により4,412万6,000円をそれぞれ減額いたしております。

なお、歳入につきましては、水道使用料として590万8,000円を増額する一方、建設改良費の減額に伴い、国庫支出金で1,131万円、諸収入の配水管移設補償金で830万円、町債で1,570万円をそれぞれ減額するとともに、一般会計繰入金で1,609万8,000円を減額いたしております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ4,550万円の減額補正となり、累計予算総額は5億3,310万円となっております。

また、地方債の補正につきましては、第2表に記載のとおり限度額を変更するものでございます。

続きまして、議案第11号平成30年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、維持管理費におきまして、修繕料で60万円を減額補正いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ60万円の減額補正となり、累計予算総額は2,450万円となっております。

続きまして、議案第12号平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、総務管理費におきまして人件費で11万6,000円を減額いたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっ

ております。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ11万6,000円の減額補正となり、累計予算総額は5,658万4,000円となっております。

最後に、議案第13号平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、事業費用におきまして人件費で2万円を減額補整し、累計予算額は1億1,422万2,000円となっております。

以上4件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号平成30年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号平成30年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号平成30年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号平成30年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。2時15分まで休憩します。

午後 2 時05分 休憩

午後 2 時15分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第14号字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第14号字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を実施したことにより、大字野地地区、大字秋丸地区、大字天ノ川地区の字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、これに係る変更調書を添付しておりますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第18、議案第2号四万十町雨水公共下水道茂串雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第2号四万十町雨水公共下水道茂串雨水ポンプ場の建設工事委託に関する協定の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

去る平成26年8月の台風では、窪川地域の中心市街地において床上浸水148戸、床下浸水82戸、計230戸の浸水被害が発生したところでございますが、今後の豪雨による浸水被害を解消するため、平成30年度から平成32年度にかけて雨水排水対策を強化するポンプ場を整備することとしております。

この整備に係る予算措置につきましては、今議会の議案第3号として、歳入歳出予算の補正並びに継続費の補正等を提案しているところでございますが、本議案は、当該事業の実施に際しまして、官業代行機関として唯一の法人であります日本下水道事業団を相手方に建設工事委託に関する協定を8億7,300万円で締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第19、議案第15号第2次四万十町男女共同参画計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第15号第2次四万十町男女共同参画計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成19年3月に四万十町男女共同参画計画を策定し、性別にかかわることなく、個人がその個性を尊重されると共に、意欲に応じてその能力を十分に発揮できる社会や環境づくりを推進する男女共同参画社会の形成を目指して様々な取組を進めてまいりました。

本議案は、この四万十町男女共同参画計画の計画期間が満了したことに伴いまして、新たに平成31年度からの5年間を計画期間とする第2次四万十町男女共同参画計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第20、議案第16号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議案第17号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、日程第22、議案第18号四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例について、日程第23、議案第19号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第16号から議案第19号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第16号から議案第19号までの条例改正議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第16号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、行政職給料表を適用する新たな職種として、介護支援専門員を追加するものでございます。本町における地域包括ケアシステムの構築につきましては、地域包括支援センターがその中心的役割を担う一方、介護予防支援事業所としての業務等も行っております。この介護予防支援業務は、現在、町の正規職員であります、社会福祉士、保健師

並びに主任介護支援専門員の資格を有する保健師、看護師のほか、非正規職員の介護支援専門員で対応しているところがございますが、今後、介護予防施策や認知症施策など、さらに強力に推進するため、主に介護予防支援業務を行う介護支援専門員を正規職員として採用したことによるものでございます。

続きまして、議案第17号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

この条例は、森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため、新たな基金として四万十町森林環境整備基金を設定するものでございます。平成30年6月に公布されました森林経営管理法が平成31年4月に施行され、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るための新たな森林経営管理制度が始まります。

この制度を支える財源といたしまして、平成31年度から森林環境譲与税（仮称）が都道府県及び市町村に譲与されることから、これを基金として受け入れ、適正に管理するため、四万十町基金条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第18号四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

四万十町単独住宅は、所得や年齢の制限を設けない低額家賃の町営住宅として管理を行っております。このうち、昭和第2団地につきましては築50年以上が経過しており、耐震性が乏しく老朽化も進んでいることから、町営住宅としての利用を停止するため、条例から削除するものでございます。

続きまして、議案第19号四万十町移住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本町では、移住促進施策の一つとして、現在、移住支援住宅を2棟整備しております。移住促進としての住居の提供につきましては、この移住支援住宅のほか、民間の空き屋物件の紹介や町が空き家を借り上げて整備し賃貸する中間管理住宅など、各種の施策に取り組んでいるところがございますが、現状では、移住者のニーズに対して供給できる住居の数が少ない状況がございます。

これらのことから、大規模災害発生時における木造応急仮設モデル住宅の技術講習事業として建築された住宅を町が取得し、移住支援住宅として活用するため、条例を改正するものでございます。

以上、4議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第19号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第19号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第24、議案第20号四万十町ケーブルネットワークに係る指定管理者の指定について、日程第25、議案第21号中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について、日程第26議案第22号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について、以上、議案第20号から議案第22号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第20号から議案第22号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの3議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定期間が本年3月31日をもって満了することから、4月以降の指定管理者の候補者の選定を行ったものでございまして、それぞれの団体を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第20号四万十町ケーブルネットワークにつきましては、指定管理者の候補者として引き続き公益財団法人四万十公社を選定しております。

同法人は、基本的な施設の維持管理に加えて、町民との良好な関係を構築し、利用者等に対する適切な対応等も行っていることから、指定期間中においては、施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が見込まれるものでございます。

続きまして、議案第21号中津川集落活動センター「こだま」につきましては、引き続き大正中津川地区を選定しております。

同団体は、大正中津川地区の住民で組織する団体でございまして、指定期間中において

は、施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が見込まれるものでございます。

続きまして、議案第22号四万十町滞在型市民農園につきましては、引き続き営農支援センター四万十株式会社を選定しております。

同法人は、基本的な施設の維持管理に加えて、利用者に対する的確な営農体験の支援に努めるなど、効果的な運営を行っていることから、指定期間中においては、施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が見込まれるものでございます。

以上3議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第22号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第22号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第27、議案第24号平成31年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第24号平成31年度四万十町一般会計予算案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

施政方針でも申し上げましたとおり、平成31年度は、国におきましては初年度となる新経済・財政再生計画のもと、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算として編成され、県におきましては3年ぶりのプラス予算となっております。

このような中、本町におきましても、本町の持続的発展のためには、限られた財源を有効に活用しつつ、これまでに取り組んでまいりました各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが重要となってまいります。

このため、平成31年度は第2次四万十町総合振興計画に掲げた、まちの将来像の早期実

現と公約に掲げました、人材の育成、にぎわいの創出、地場産業の充実と発展、防災減災対策の推進、子育て・教育・保健・福祉の充実、環境と共生するまちづくりに向け、積極型予算として編成をしたところでございます。

この結果、一般会計の予算総額は173億9,400万円となり、前年度当初と比較して7億5,900万円・4.6%の増加となっております。

なお、このうちふるさと納税関連予算は、返礼品や事務費等で5億7,000万円、基金への積立金で10億円、合わせて15億7,000万円となり、前年度当初と比較して5億200万円余りの減額となっております。

また、これらのふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は158億2,400万円となり、前年度当初から約12億6,100万円の増加となっております。

次に、歳出における性質別の概要につきまして、前年度当初予算と比較しながら順にご説明を申し上げます。

まず義務的経費では、平成28年度借入の過疎対策事業債の元金償還が始まったことなどにより、公債費で1,692万円、各種予防接種事業において風疹の追加的対策による抗体検査費用の増などに伴い、扶助費で1,951万円、それぞれ増加となり、義務的経費全体でも7,625万円、1.4%の増加となっております。

次に投資的経費の普通建設事業費では、地場産業振興センター加工所整備事業や吉見川浸水対策事業、町道新設改良事業等に伴い、補助事業費で大幅な増加となり、投資的経費全体でも10億2,021万円、35.2%の大幅な増加となっております。

次にその他の経費では、物件費に区分されるふるさと納税関連経費を始め、ふるさと支援基金への積立金等で減少したことから、その他の経費全体でも約3億3,745万円、4.0%の減少となっております。

以上が歳出の性質別における前年度比較の概要でございますが、これを賄う歳入のうち、自主財源につきましても、平成30年度の課税状況や過去の徴収実績等をもとに見込んだ結果、町税で1,615万円、1.0%の減少となったほか、ふるさと納税関連では寄附金と基金繰入金で合わせて4億5,849万円減少し、自主財源全体でも約2億3,796万円、4.9%の減少となっております。

一方、依存財源でございますが、普通建設事業費の増加等に伴い、国・県支出金や町債で増額となったほか、新たに創設される森林環境税に先行して譲与される森林環境譲与税や消費税率引上げによる地方消費税交付金の増額等のため、依存財源全体では9億

9,696万円、8.5%の増加となっております。

また、町税や地方交付税といった使途を制限されない一般財源につきましては、町税で減収見込みとなったものの、普通交付税の増加見込みや減債基金等により、総額では93億450万円となり、前年度から2億5,627万円の増加となっております。

一方、特定財源につきましては、ふるさと納税による寄附金は減少見込みとなる一方、普通建設事業費の増加等に伴いまして、国・県支出金や町債で増加となったため、総額でも5億273万円の大幅な増加となっております。

ここまで、歳入歳出予算における性質別の概要につきましてご説明申し上げましたが、引き続き歳出予算の主な内容につきまして、予算科目順にご説明を申し上げます。

なお、本年度の主要事業につきましては、お配りしております別冊、予算説明資料、当初予算（案）の概要の3ページと15ページ以降にも記載しておりますが、このうち特に本年度の重点施策を中心にご説明を申し上げます。

それでは、まず2款総務費でございますが、広報広聴の分野では、町民の方に町の課題や施策等をより知っていただくため、まちの情報を積極的に発信していくと共に、町内外へ四万十町の魅力を広く発信をし、四万十町の知名度、魅力度アップに努めまして、交流人口の拡大やふるさと納税のPRなどにつなげる取組も進めてまいります。

次に、シティプロモーションにより効果的に展開していくため、町として統一された広報戦略の策定に取り組んでまいります。

また、平成31年度におきましても第2次四万十町総合振興計画の目指す、時代に合った地域づくりに向け、引き続き移住定住の促進や中山間地域の維持活性化、生活交通網の整備、人材育成などに取り組むこととしており、住民との協働によるまちづくりを目指してまいります。具体的には地域おこし協力隊制度やふるさと納税制度の活用に取り組んでまいります。

また、移住定住施策におきましては、これまで行ってまいりました取組の強化に努めると共に、関係人口並びに交流人口の拡大を図り、移住定住人口の増加につながる事業を推進してまいります。

併せて、昨年開設した四万十町東京オフィスにおきましても、Uターン者の増加を目指して引き続き取り組んでまいります。

次に、人材育成の分野では、基本方針を踏まえた実施計画のもと、未来塾におきましては、高校応援大作戦を中心に、存続要件が示された地元高校の持続可能な魅力づくりを進

め、地域教育全体の充実した環境づくりにつなげていきたいと考えております。

また、地域や産業の活性化を目指した四万十塾及び産業振興塾では、地域の課題解決や新たな事業の創出に挑戦意欲のある方々を連続講座やビジネスプランコンテストを通じて応援すると共に、町内企業の経営力や採用力向上につながる研修の開催を始め、地域や職種を超えたネットワークづくりにも努め、地域の担い手の育成や人材の発掘に向けて、地域力を結集した体制づくりを目指してまいります。

そのほか、四万十川対策では、昨年度策定した四万十川保全活用計画の基本方針に基づきまして、引き続きアユ資源の回復に向けた取組を中心に、濁水対策やイメージ向上のための取組の一環として、高知大学との連携による事業を行ってまいります。

続きまして3款民生費でございますが、子育て支援では、出産祝い金のほか子ども・子育て支援事業計画の最終年度に当たる計画の見直しを行い、次期5か年計画を策定いたします。また、保育所、認定こども園、子育て支援センターの運営や、乳幼児・児童医療費助成といった事業を継続して実施し、幼児教育無償化やファミリーサポートセンターなどの新規事業にも取り組んでまいります。出産から育児、子育てといったそれぞれの段階に応じた切れ目のない一体的な支援対策を行うことにより、子どもを産み育てる環境の充実を図り、また小鳩保育所の移転整備事業につきましても引き続き取組を進めてまいります。

そのほか、町民の皆様が年齢や障がいの有無に関わらず住み慣れた地域でその人らしく安心して充実した生活が送れるよう、ともに支え合う地域社会の実現に向けて、配食サービスや高齢者等外出支援事業を実施すると共に、障がいのある方の継続的な雇用、就労を確保するための支援、障害児の就学に対する支援に取り組んでまいります。

続きまして4款衛生費でございますが、保健衛生では、町民の皆様の健康増進を図るため、従来どおり健康診査、各種がん検診を実施すると共に、新たに健康づくり事業として、健康ステーション事業や歯周病などの歯科健診を実施いたします。また、母子保健事業におきましては、言語発達検診や新生児聴覚検査などを継続し、引き続き子育て支援に努めてまいります。

そのほか、2020年を始期とする第3期四万十町健康増進計画を策定し、町民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、健康づくりに主体的に取り組むと共に、家庭、地域、学校、職場、行政等が一体となった町民の健康づくりを効果的かつ計画的に展開してまいります。

次に、環境保全対策、循環型社会の推進では、生活排水の適正処理を図るため、合併浄化槽の設置整備事業を推進し、さらなる水質汚濁防止対策に取り組む一方、山間部に残る水道未普及地区における生活用水の確保対策といたしましては、生活用水確保支援事業を推進し、散在する小規模の水道未普及対策に取り組んでまいります。

続きまして5款労働費でございますが、若者雇用を促進するため、町内の企業や事業所等が開催する研修やセミナー等に対して助成を行う、社員研修促進事業について本町が進めております人材育成事業の産業振興塾とも連携して取り組んでまいります。

続きまして6款農林水産業費でございますが、農業費では、地場産業振興センターに主に豚まんを製造する新たな加工所を整備するため、本体工事費や関連するソフト事業等を計上いたしております。この新加工場におきましては、衛生管理体制の構築はもちろんのこと、本町の6次産業の核となる事業として農畜産物の付加価値の向上と事業拡大を通じた雇用の場の確保を図ってまいります。

また、県内トップクラスの生産規模を誇る、畜産の生産現場の環境を改善するため、畜舎等から発生するにおい対策に係る消臭シートなどの環境技術の導入に対するモデル事業を実施し、その効果、分析、検証を行い、今後の技術普及の可能性を探ることで、環境にも配慮した畜産業の一層の振興に努めてまいります。

また、継続事業であります、新規就農者等の育成確保につきましては、就農相談から研修、営農開始までの各段階の細やかなサポート体制に取り組んでまいります。

次に、窪川地域の米奥地区と志和地区において県営のほ場整備工事に係る町負担金を計上しております。この事業につきましては、複数年で計画的に実施しており、平成31年度、特に米奥地区におきましては、区画整理や用排水施設工事を実施すると共に、集落営農組織の強化などを通じた農業基盤の構築に対し支援をしてまいります。

また、昨年から実施しております興津排水機場長寿命化事業につきましては、建設から30年余りが経過し、塩害などにより機械設備及び電気設備の老朽化が進み、危険な状況になっていることから、平成29年度に地域農業水利施設ストックマネジメント事業を活用して、事業計画を作成いたしました。

興津の排水機場は地域の防災施設として機能しており、施設の長寿命化を図ることで、住民の安全の確保を図ってまいります。

そして、林業費でございますが、継続事業として間伐や作業道開設等に関する森林整備事業に加えまして、4月からスタートいたします森林経営管理制度及び森林環境譲与税を

活用した林業事業体担い手育成支援事業や林業・木材産業の振興に関する事業、また農林水産物の被害抑制のための鳥獣被害対策、町有林管理育成事業などについて予算計上しており、多角的な視点で林業振興を図ってまいります。

続きまして7款商工費でございますが、本年10月に実施されますプレミアム付商品券事業の事務費を計上すると共に、商店街街路灯整備事業では、商店街に係る街路灯の再整備を検討整理し、順次整備を進めてまいります。

また、地産外消推進事業では、地産外消推進計画を策定し、事業者の販路開拓につながる支援の実施と共に、移住定住促進事業及びふるさと支援推進事業などと一体的に取り組み、地産外消を推進してまいります。

次に、観光費では、本年2月から開幕した、リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～に合わせて、観光拠点整備事業におきまして、自然、体験をキーワードに各種施設等の整備を進め、受入れ体制の充実を図り、交流人口の拡大、町内の周遊促進の取組を進めてまいります。

続きまして8款土木費でございますが、国の交付金事業により町道改良15路線と若井大橋の耐震補強、橋りょうの一括点検を実施すると共に、橋りょうの長寿命化修繕事業を行い、生活や経済活動に不可欠な社会資本の整備と安全の確保に努めてまいります。

次に、吉見川浸水対策であります雨水公共下水道事業は、調整池並びにポンプ棟建設に係る工事費として、本年度から日本下水道事業団に委託を行い実施するものでございます。

公営住宅建設事業では、平成22年度から実施しております、老朽化した公営住宅の建て替えに伴いまして、本年度は奥内第1団地2棟3戸の建築を予定しております。

続きまして9款消防費でございますが、非常備消防費及び消防施設費では、消防団員の活動に係る経費を始め、消防自動車の更新や消防水利、消火栓ボックスの整備等に係る経費を計上いたしております。

次に、防災費では、備蓄食料、資機材等の整備を始め、避難所の運営や自主防災組織の育成強化を図ると共に、老朽化している音声告知設備の再整備に着手することとしております。

また、南海トラフ地震対策といたしまして、避難施設や津波避難路整備を始め、住宅や緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に係る経費を計上するなど、地震・風水害などの自然災害や火災、救急業務などに対応できる防災体制の強化・充実に努めてまいります。

続きまして10款教育費でございますが、統合型校務支援システムを運用し、教職員の負担軽減を図ると共に、児童・生徒情報の確実な共有と円滑な引き継ぎを行い、教育の質の向上を進めてまいります。

また、これまで中学生のみを対象とした通学用ヘルメットの購入に係る助成を、小学生にも拡大すると共に、通学用自転車の損害賠償保険の加入に対する助成にも取り組み、四万十町の将来を担う子どもたちの通学時における安全確保に努めてまいります。

そのほか、教育施設の整備では、空調設備を設置していない町内全ての小学校の普通教室に空調設備を設置し、良好な学習環境を整えてまいります。

次に、社会教育費では、生涯学習のまちづくりを目指して、町民の皆様のニーズに応じた学習の場や機会の提供を行うと共に、子どもから高齢者まで全ての方に学習意欲を高めていただくため、社会教育や人権教育、文化財の保護活用、社会体育といった各種事業に取り組むと共に、文化的施設の整備に向けて基本計画を作成いたします。

また、窪川四万十会館やふるさと未来館の計画的な改修も行っております。

続きまして12款公債費でございますが、平成28年度に行いました町道改良事業、東又地区に整備した次世代施設園芸団地並びに木質バイオマス施設への補助事業などの財源として起債いたしました、過疎対策事業債の大口の元利償還が始まったことから、前年度と比較して1,692万円の増額となっております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、前年度実績見込み等を勘案した上で、現段階で見込める限りの検討も加え、第1表歳入歳出予算に記載のとおり計上したところでございます。

続きまして債務負担行為でございますが、あったかふれあいセンター事業につきましては、長期契約により、それぞれの地域の実情に応じた、小規模で多機能な支え合いの拠点として持続的に事業を行うことにより、利用者の利便性確保や継続効果が期待されると共に、委託先の職員の確保や人材育成といった相乗効果も期待できることから、平成31年度を始期とする3年間の長期契約を締結するものでありまして、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきまして第2表に記載のとおり定めるものでございます。

次に地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきまして第3表に記載のとおり定めるものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第4条及び第5条に記載のとおりそれぞれ定めるものでございます。

以上が平成31年度一般会計当初予算案の主な内容となりますが、四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進によりまして、各分野において一定の成果や好循環の兆しも見え始めておりますが、この流れを一層拡大し、元気な四万十町づくりはもとより、町民の誰もが住んでよかったと、住み続けたいまちづくりに向けて、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き町政に対しましてご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。一般会計予算案の提案理由の説明といたします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第28、議案第25号平成31年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第29、議案第26号平成31年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第30、議案第27号平成31年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第31、議案第28号平成31年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第25号から議案第28号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第25号から議案第28号までの各特別会計予算案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第25号平成31年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算案につきましてご説明を申し上げます。

平成31年度の予算編成に当たりまして、基本となります国保被保険者数を4,920人と見

込み、これによります予算総額を、歳入歳出それぞれ25億6,320万円と定め、事業の健全運営と町民の皆様の健康保持増進を図ろうとするものでございます。

なお、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容でございますが、歳出では、2款の保険給付費におきまして、過去の医療費の動向を踏まえて推計を行い、17億5,247万3,000円を計上いたしております。

また、3款の国民健康保険事業費納付金として6億6,496万9,000円、5款の保健事業費に2,537万2,000円を計上いたしております。

一方、これを賄う歳入でございますが、1款の国民健康保険税で3億8,572万円を見込んだほか、3款の県支出金では、18億1,585万5,000円を計上いたしております。また、5款の繰入金では繰入基準に基づく法定繰入のほか、四万十町独自の基準に基づく法定外繰入といたしまして、財政調整繰入金で2,400万円を計上いたしております。

なお、この平成31年度予算案につきましては、去る2月27日四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第26号平成31年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算案につきましてご説明を申し上げます。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ3億5,770万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございますが、総務費では職員給与費や臨時賃金、各種業務委託料などで合わせて2億9,015万7,000円、医業費では医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料などで合わせて4,262万4,000円、給食費では賄材料費などで464万2,000円、公債費では元利償還金で1,907万7,000円を、それぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う主な歳入でございますが、診療収入で2億1,470万円、県支出金で133万7,000円を見込むと共に、国の国保特別調整交付金として運営費分3,200万円を国保会計を通じて繰り入れることとしており、不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金9,762万2,000円に対応することとしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めると共に、一時借入金の最高額につきまして、第3条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第27号平成31年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算案につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億1,220万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございしますが、総務費では診療所の屋上防水工事に伴いまして、工事請負費で138万3,000円を計上したほか、職員給与費や臨時賃金、各種業務委託料などで合わせて8,556万5,000円を計上いたしております。

また、医業費では、医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料などで合わせて2,560万7,000円を計上いたしております。

一方、これを賄う主な歳入でございしますが、診療収入で9,257万円を見込んでおり、なお不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金1,049万3,000円に対応することとしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めると共に、一時借入金の最高額につきまして、第3条に記載のとおり定めるものでございます。

最後に、議案第28号平成31年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算案につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,030万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございしますが、総務費では職員給与費及び運営経費などで1,014万1,000円、医業費では医薬材料費として5万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う主な歳入といたしましては、診療収入で26万8,000円、県支出金で159万7,000円、一般会計からの繰入金で813万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上4件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第28号までの4議案について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第28号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第32、議案第29号平成31年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第33、議案第30号平成31年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第29号及び議案第30号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第29号並びに議案第30号の各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第29号平成31年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算案につきましてご説明を申し上げます。

本事業は、高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村は被保険者の資格管理や保険料徴収事務、保険証の発行や給付申請の受付などの窓口事務に加え、増大する医療費削減の一環として行っている保健事業を主な業務としております。

本町におきましては、新年度の予算編成に当たりまして、被保険者数を4,339人と見込み、予算総額を3億3,210万円と定めて、制度の健全かつ円滑な運営を図ろうとするものでございます。なお、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第30号平成31年度四万十町介護保険事業特別会計予算案につきましてご説明を申し上げます。

第7期介護保険事業計画期間の中間年度となります平成31年度の予算編成に当たりましては、平成29年度事業実績及び平成30年度の決算見込み額をもとに、現時点で想定される所要額を計上いたしております。

主な歳出でございますが、2款保険給付費におきまして、過去の介護給付費の動向や介護報酬の改訂などを踏まえて推計を行った結果、25億9,100万7,000円を見込んだほか、5

款地域支援事業費では1億9,578万円を計上いたしております。

一方、これを賄う歳入でございますが、1款の保険料で4億8,146万7,000円を計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなり、予算総額は28億4,920万円となっております。

次に、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきまして、第2表に記載のとおり定めるものでございます。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用につきましても、第3条及び第4条に記載のとおり、それぞれ定めるものでございます。

以上2件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号及び議案第30号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号及び議案第30号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第34、議案第31号平成31年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第35、議案第32号平成31年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第36、議案第33号平成31年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第37、議案第34号平成31年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第31号から議案第34号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第31号から議案第33号までの各特別会計予算案並びに議案第34号の水道事業会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第31号平成31年度四万十町簡易水道事業特別会計予算案につきましてご説明を申し上げます。

平成31年度の業務といたしましては、簡易水道と飲料水供給施設で合わせて36施設、給水人口約1万2,000人に対して、年間約127万 $\text{m}^3$ を給水する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,690万円と定めるものでございます。

主な歳出でございますが、水道管理費におきましては、総務管理費で職員給与費など6,252万円、維持管理費で施設の光熱水費や修繕料、維持管理委託料などで7,732万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、建設改良費におきましては、下津井地区の水道施設整備並びに道路改良に伴う配水管移設工事費等の施設増補改良費で2,277万4,000円を計上したほか、建設改良事業費では十川簡易水道統合事業による十和地域振興局周辺の配水管敷設などで6,270万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

そのほか公債費では、償還元金及び利子合わせて3億3,137万9,000円を計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしまして、第1表歳入歳出予算に記載のとおり、水道料金を含む事業収入、建設改良に係る国庫支出金、繰入金及び町債など所要額を計上いたしております。

なお、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めると共に、一時借入金の最高額につきましても、第3条に記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第32号平成31年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

平成31年度の業務といたしましては、宮内、江師及び大正森ヶ内地区3施設の加入戸数117戸に対しまして、年間4万4,000 $\text{m}^3$ 余りの汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ3,130万円と定めるものでございます。

主な歳出といたしましては、施設等の維持管理費で897万円、施設増補改良費で450万円、公債費で1,753万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、事業収入及び繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第33号平成31年度四万十町下水道事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

平成31年度の業務といたしましては、田野々処理区の処理対象人口900人余りに対しまして年間約9万5,000m<sup>3</sup>の汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ5,380万円と定めるものでございます。

主な歳出といたしましては、職員給与費を含む総務管理費で988万5,000円、施設の維持管理費で1,526万7,000円、公債費で2,854万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、使用料及び繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

最後に、議案第34号平成31年度四万十町水道事業会計予算案につきましてご説明を申し上げます。

平成31年度の業務予定量といたしましては、窪川街分を中心に、給水区域を定め、給水人口4,900人、給水戸数2,510戸と想定し、年間約72万m<sup>3</sup>を給水する予定であり、第3条収益的収入及び支出におきまして、給水収益など1億2,195万2,000円の事業収益を見込むと共に、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費、減価償却費などの営業費用並びに企業債の償還利子などの営業外費用で合わせて1億2,162万9,000円を計上いたしております。

次に、第4条資本的収入及び支出では、建設改良費で307万7,000円、企業債償還金で5,507万7,000円をそれぞれ支出見込み額として計上しており、支出に対して不足する額5,815万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

以上4件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第34号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第34号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第38、陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時12分 散会

